

点検評価ポートフォリオ

神奈川県立保健福祉大学

2022 年 5 月

はじめに

神奈川県では、1997（平成9）年に策定した総合計画「かながわ新総合計画21」において、保健・医療・福祉の人材づくりを、21世紀を展望した重点プロジェクトの一つとして位置付け、保健・医療・福祉の総合的人材を養成する新たな拠点づくりの整備に取り組んできた。

これを受け、2003（平成15）年4月に、神奈川県横須賀の地に、初めて県立4年制大学として開学したのが、県立保健福祉大学である。2007（平成19）年4月には、高度専門職業人の育成を目的に、大学院保健福祉学研究科を設立した。2017（平成29）年4月には、次世代の教育者・研究者・高度実践者を育成するために保健福祉学研究科博士後期課程を開設した。

2018（平成30）年4月には、より魅力的な大学づくりを目指し、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学へ移行した。

2019（平成31）年4月に新たな大学院として、ヘルスイノベーション研究科修士課程を設立するとともに、イノベーション政策研究センターを設立した。さらに、2021（令和3）年4月には、ヘルスイノベーション研究科博士課程を開設した。

開学20周年となる2022年を見据え、「長寿社会や地域包括ケア等に対応できる高度実践者の養成」や「連携実践教育科目のあり方」、「実践教育センターの充実強化」、「高大接続への対応」など、今後大学が重点的に取り組む課題を整理し、「神奈川県立保健福祉大学第2次将来構想」を策定した。現在、その実現に向け取組みを進めている。将来構想の実現には、自己点検・評価が何より大切である。

本学は、地方独立行政法人法に基づき、神奈川県知事から示された中期目標を達成するため、学長を会長とする自己評価・内部質保証審査会を中心に、毎年点検・評価を行い、業務実績報告書を作

成している。報告書は第三者評価機関である神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会の評価を受けており、評価結果は本学 web サイトにおいて適切に公表している。なお、現在は第1期中期計画（2018（平成30）年～2023（令和5）年度）の進行中である。

また、学校教育法に基づき、2008（平成20）年度と2015（平成27）年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価を受けており、その結果、同機構の基準に適合していると認定された。評価結果は本学 web サイトにおいて適切に公表している。

2021（令和3）年4月に「教育の内部質保証の方針」を施行した。本方針に基づき、内部質保証推進部会において検討を重ね、全学的に取り組む点検項目や点検時期を定めた点検評価ガイドラインを策定した。本ガイドラインに基づき継続的に点検評価を行い、教育研究の質及び学生の学修水準について絶えず向上・改善に取り組んでいく。

本点検評価ポートフォリオは、2021（令和3）年度に内部質保証推進部会において、全学的に自己点検を行った結果を取りまとめたものである。自己点検・評価を行う中で明らかになった課題等について、今後速やかに改善・改革を行うとともに、自己評価・内部質保証審査会において適切に管理を行うこととして、本学の教育・研究・社会貢献活動の一層の発展に努めていく。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
1 コンピテンシーの獲得に向けた授業等の取組み	
2 学生と教員が共に創り改善する授業への取組み	
3 学生の学習・生活に関する相談・助言体制の整備と支援の強化	
4 ヒューマンサービスの担い手にふさわしい多様で優秀な学生確保の取組み	
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
1 ヒューマンサービスを実践できる人材の育成	
2 多職種連携のもとに学際的課題解決にあたる象徴的人材の育成	
3 次世代のヘルスイノベーターの育成	
4 大学の理念に基づいた継続教育の実践に関する取組み	
5 積極的な産学官連携と国際協働の取組み	
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

神奈川県立保健福祉大学

(2) 所在地

横須賀キャンパス (保健福祉学部・保健福祉学研究科) : 神奈川県横須賀市平成町一丁目 10 番地 1

横浜 (二俣川) キャンパス (実践教育センター) : 神奈川県横浜市旭区中尾一丁目 5 番地 1

川崎 (殿町) キャンパス (ヘルスイノベーション研究科)

: 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目 25 番地 10

Research Gate Building TONOMACHI 2-A 棟 2・3階

(3) 学部等の構成

【学部】保健福祉学部 看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科、人間総合科

【研究科】保健福祉学研究科 (博士前期課程、博士後期課程)

ヘルスイノベーション研究科 (修士課程、博士課程)

【その他の組織】実践教育センター、地域貢献研究センター、イノベーション政策研究センター、附属図書館、事務局

(4) 学生数及び教職員数

【学生数】 学部 946 名 大学院 123 名

【教職員数】 教員 122 名 職員 78 名

(5) 理念と特徴

本学は、ヒューマンサービスを実践できる人材の育成をミッションとし、次の3つの基本理念を掲げている。

①保健・医療・福祉の連携と総合化

高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる人材を育成する。

②生涯にわたる継続教育の重視

専門性の向上のみならず関連領域に関する幅広い知識・技術の修得などに関する多様なニーズに対応できる在職者を育成するための継続教育を行う。

③地域社会への貢献

常に社会環境の変化や新たなニーズに対応して、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す実践的な研究を行うとともに、地域に根ざして教育的資源を有効に活用し、市民参加のもとコミュニティ形成の一翼を担う開かれた大学を目指す。

(6) 大学組織図

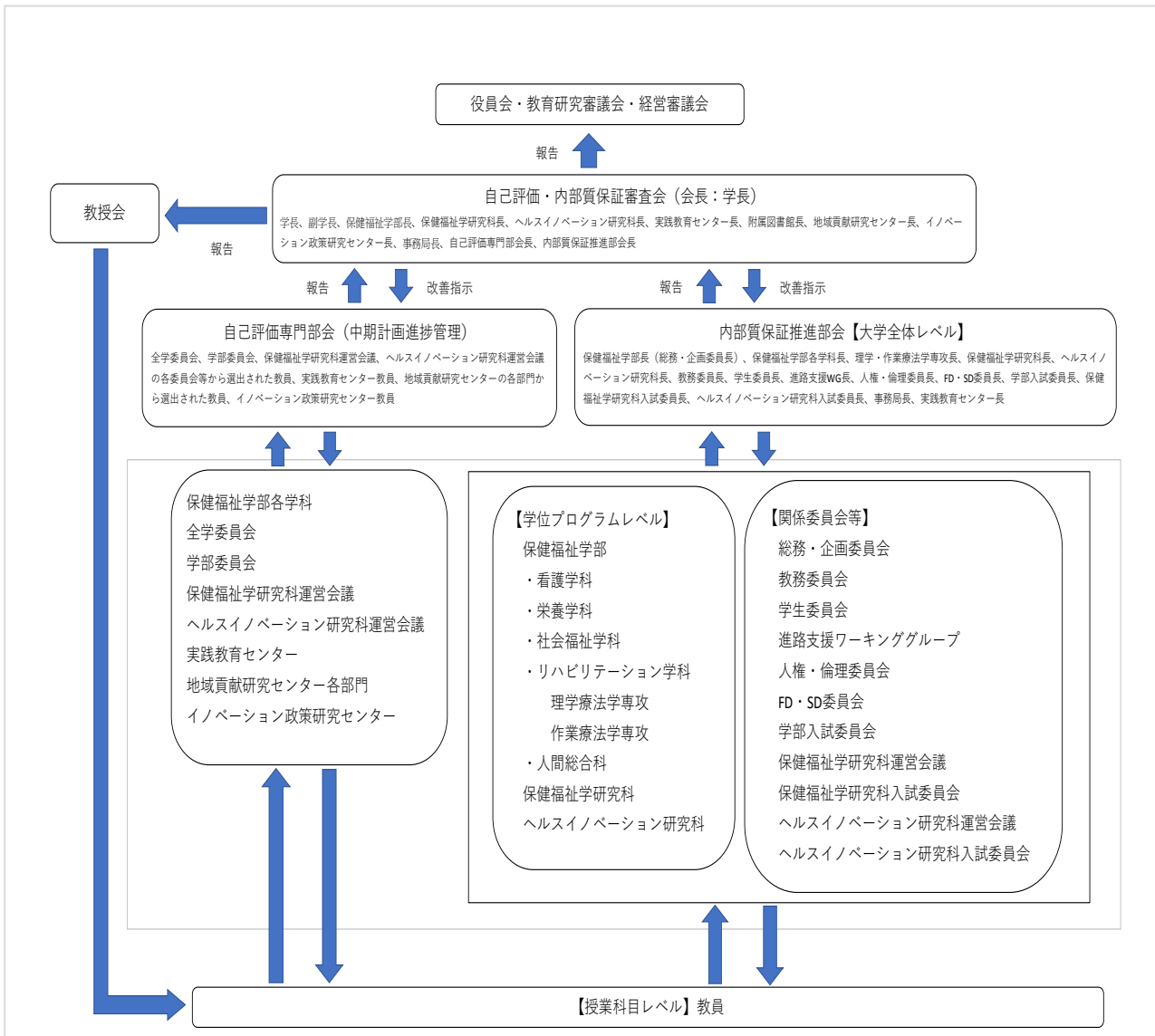


本学は、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科、人間総合科からなる保健福祉学部の1学部4学科1科で構成されている。

また、大学院は、保健福祉学研究科とヘルスイノベーション研究科の2研究科で構成されている。

その他、実践教育センター、地域貢献研究センター、イノベーション政策研究センター、附属図書館、事務局がある。

(7) 内部質保証体制図



本学における自己点検・評価及び内部質保証に係る取組みを実施するための組織として「自己評価・内部質保証審査会」を、その下部組織として、「自己評価専門部会」と「内部質保証推進部会」を設置している。

「内部質保証推進部会」は、教育の内部質保証に係る自己点検・評価を総括する。

「自己評価専門部会」は、内部質保証推進部会で実施された自己点検・評価を踏まえて神奈川県公立大学法人評価委員会が行う評価に関する実績報告・小項目評価を総括する。

「自己評価・内部質保証審査会」は、「自己評価専門部会」及び「内部質保証推進部会」で実施された自己点検・評価の結果に対して審査を実施し、必要に応じて「教育研究審議会」等へ報告する。「自己評価・内部質保証審査会」において改善が必要と認めた事項について、「内部質保証推進部会」又は「自己評価専門部会」を通じ本学の関係する組織または委員会等にその改善策の検討を指示する。改善を指示された組織又は委員会等は改善策を検討・実施し、その旨を「内部質保証推進部会」又は「自己評価専門部会」へ報告する。両部会において、その報告を受けた場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全学的な改善策を検討し取りまとめた上で「自己評価審査会」の評価を受ける。

大学の目的

・公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款（以下、「定款」とする）

（目的）

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

・神奈川県立保健福祉大学学則（以下、「学則」とする）

（目的）

第1条 神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

・神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則（以下、「学部規則」とする）

（養成する人材）

第2条 学部は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授し、それぞれの分野と連携・協働を目指すことができる専門職業人を養成する。

・神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則

（養成する人材）

第2条 研究科は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、博士前期課程では、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を養成し、また、博士後期課程では、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を養成する。

・神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科規則

（養成する人材）

第2条 研究科は、企業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって保健医療福祉分野における社会変革に意を尽くすことができる国際的な人材を養成する。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的 本学は、2003（平成 15）年に「ヒューマンサービス」をミッションとして、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」の3つの基本理念のもと、保健・医療・福祉分野の総合的人材養成の拠点として設立された。 教育基本法第7条の趣旨に基づき、教育研究上の目的を定款第1条及び学則第1条に定めている。 大学設置基準第2条に基づき、学部、学科ごとの教育研究上の目的を学部規則第2条等に定め本学 web サイト等において公表している。</p> <p>2) 学部の組織 本学は教育研究上の基本組織として学則第3条第1項に基づき保健福祉学部を、同条第2項に基づき、看護学科、栄養学科、社会福祉学科、リハビリテーション学科(理学療法専攻、作業療法学専攻)を、第4条に基づき、基礎及び専門教育を担当する人間総合科を設置している。</p> <p>3) 収容定員 収容定員は学則第3条第2項において、学科及び専攻ごとに定めている。また、実入学者が入学定員を大幅に超える又は下回る状況にはない。在学する学生数は収容定員に基づき適正に管理されている。</p> <p>4) 名称 本学は、保健・医療・福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健・医療・福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際において活躍できる人材を育成することを目的に設立された。 学部は、保健・医療・福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授し、それぞれの分野と連携・協働を目指すことができる専門職業人を養成することを目的としている。 大学及び学部、学科の名称は、大学の設置目的及び学部、学科の教育研究上及び人材育成上の目的に鑑みて、適当である。</p>	<p>【表1】各学科の入学定員と収容定員、入学者数(2022(令和4)年度)と学生数(2022(令和4)年5月1日時点)(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">保健福祉学部</td> <td>看護学科</td> <td>90</td> <td>91</td> <td>360</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>栄養学科</td> <td>40</td> <td>42</td> <td>160</td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>社会福祉学科</td> <td>63</td> <td>64</td> <td>249</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション学科理学療法専攻</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>80</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション学科作業療法学専攻</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>80</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※社会福祉学科は2年次に編入学定員3人</p>	学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数	保健福祉学部	看護学科	90	91	360	365	栄養学科	40	42	160	168	社会福祉学科	63	64	249	251	リハビリテーション学科理学療法専攻	20	22	80	83	リハビリテーション学科作業療法学専攻	20	16	80	79
学部	学科	入学定員	入学者数	収容定員	学生数																												
保健福祉学部	看護学科	90	91	360	365																												
	栄養学科	40	42	160	168																												
	社会福祉学科	63	64	249	251																												
	リハビリテーション学科理学療法専攻	20	22	80	83																												
	リハビリテーション学科作業療法学専攻	20	16	80	79																												
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																
優れた点																																	
改善を要する点																																	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 第1条（目的） ・ 学則 ・ 第1条（目的） ・ 基本理念
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部規則 ・ 第2条（養成する人材） ・ 大学の教育研究上の目的 ・ 大学案内
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第3条第1項（学部）
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第3条第2項（学部） ・ 第4条（人間総合科）
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(該当なし)
⑦	第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第3条第2項 ・ 認証評価共通データ
	※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 第1条（目的） ・ 第2条（名称） ・ 第3条（大学の設置） ・ 学則 ・ 第1条（目的） ・ 第3条（学部） ・ 第4条（人間総合科） ・ 学部規則 ・ 第2条（養成する人材）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、学校教育法第99条に基づき、教育研究上の目的を定款第1条及び学則第1条に定めており、教育研究上の基本組織として、保健福祉学研究科、ヘルスイノベーション研究科の2研究科を擁している。また、大学院設置基準第1条の2に基づき、研究科ごとの人材養成に関する目的を、大学院保健福祉学研究科規則第2条及び大学院ヘルスイノベーション研究科規則第2条に定めている。

ヒューマンサービスの実践を学際的に探究するため、2017(平成29)年に保健福祉学研究科博士後期課程を開設した。

また、保健・医療・福祉の分野に関わる広い知識を持ち、技術や社会システムの革新(イノベーション)を起こすことにより、ヘルスケア・ニューフロンティア構想(※)の推進を担う高度な専門人材を育成することを目的に、2019(平成31)年にヘルスイノベーション研究科修士課程を、2021(令和3)年にヘルスイノベーション研究科博士課程を開設した。

(※) ヘルスケア・ニューフロンティア構想

設立団体である神奈川県が推進している、超高齢社会の到来によって訪れる、かつて経験したことのない急激な社会変化を乗り越え、誰もが健康で長生きできる社会を実現するための構想。

2) 大学院の組織

保健福祉学研究科保健福祉学専攻博士前期課程は看護、栄養、社会福祉、リハビリテーションの4領域から構成されている。博士後期課程は保健福祉学の領域を置いている。

ヘルスイノベーション研究科 ヘルスイノベーション専攻には、修士課程及び博士課程を置き、公衆衛生学の領域から構成されている。

3) 収容定員

収容定員は、学則第5条第3項に定めている。実入学者が入学定を大幅に超える又は下回る状況にはない。

【表2】各課程の入学定員と収容定員、入学者数(2022(令和4)年度)と学生数(2022(令和4)年5月1日時点)(人)

研究科	専攻	課程	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
保健福祉学研究科	保健福祉学専攻	博士前期課程	20	20	40	51
		博士後期課程	5	5	15	20
ヘルスイノベーション研究科	ヘルスイノベーション専攻	修士課程	15	18	30	43
		博士課程	2	4	6	9

4) 名称

保健福祉学研究科博士前期課程では、教育研究上の目的を達成するため、学部での学びにおける専門性をさらに発展させ、保健・医療・福祉にかかわる広い知識をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人として活躍できる人材や研究者等を養成している。

保健福祉学研究科博士後期課程では、保健・医療・福祉分野の教育に携わる人材や、保健・医療・福祉分野の連携や協働を牽引し、システムやサービスの開発等を行う人材を養成している。

また、ヘルスイノベーション研究科では、公衆衛生学を基盤としつつ、ヘルスケアに新たな社会的・経済的価値の創造に向けたヘルスイノベーション研究、及びヘルスイノベーション人材を育成している。

各研究科の名称は、各研究科の人材養成に関する目的に鑑みて適切である。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

社会の要請等に応えるため、計画的に大学院設置認可に取組み、2017年に保健福祉学研究科博士後期課程を、2019年にヘルスイノベーション研究科修士課程を、2021年にヘルスイノベーション研究科博士課程を開設した。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 第1条（目的） ・ 学則 第1条（目的）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第5条（大学院） ・ 保健福祉学研究科規則 第2条（養成する人材） ・ ヘルシバニオン研究科規則 第2条（養成する人材） ・ 大学の教育研究上の目的
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第5条第3項（大学院）
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉学研究科規則 第20条第1項（修了） ・ ヘルシバニオン研究科規則 第20条第1項（修了）
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉学研究科規則 第20条第2項（修了） ・ ヘルシバニオン研究科規則 第20条第2項（修了）
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第5条（大学院）
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	(同上)
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教員組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	(同上) ・ 認証評価共通基礎データ
⑨	<p>第二十三条の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	(同上) <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉学研究科規則 第2条（養成する人材） ・ ヘルシバニオン研究科規則 第2条（養成する人材）

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教授会

教授会は、学則第 20 条に基づき、学部及び各研究科において設置し、原則として毎月 1 回開催するとともに、必要に応じて臨時開催をする。教授会は、学長が学生の入学、卒業(修了)や学位の授与に関する事項などについて決定を行うに当たり意見を述べるものとしている。

2) 教員組織

教員は学部の学科等に所属しており、学士課程教育のほか、一部の教員においては、大学院課程における研究指導等も担っている。

学部長は学長の命を受けて学部の校務をつかさどる。学科長及び科長(以下「学科長等」という。)は、学長の命を受けて当該学科等の校務をつかさどる。入試や教務等に係る委員会を設置し、それぞれの委員会に適切に教員を配置している。また、学科の会議を定期的に開催し、学部教授会と連携を取ることで、学部運営の組織的な体制を構築している。

3) 教員の選考等・年齢構成

教員の選考等については「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学教員採用及び昇任選考規程(以下「教員採用及び昇任選考規程」)に定めている。採用選考の実施方法は原則、公募による。教員の採用選考の必要が生じたときは、案件を総務・企画委員会もしくはヘルスイノベーション研究科運営会議の議を経て、教育研究審議会へ提案し、承認された場合は、「教員採用及び昇任選考規程」に定めた構成員による教員採用選考審査委員会(以下「採用審査委員会」)を設置し、教員採用のために書類及び面接等による審査を行う。選考基準については、「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学教員選考基準」を定めている。

採用審査委員会は、審査内容を、総務・企画委員会もしくはヘルスイノベーション研究科運営会議の議を経て、教育研究審議会に報告し、教育研究審議会は、審査結果をもとに審議を行う。学長は、教育研究審議会の議に基づき候補者の選考について決定し、理事長に申出を行う。理事長は申出を受けた候補者を採用者として任命する。以上のように、教員の選考については、必要な手順をとり、適切かつ慎重に実施している。

また、教員の年齢構成は、20 歳代が約 3%、30 歳代が約

16%、40 歳代が約 31%、50 歳代が約 43%、60 歳代が約 7% とバランスよく分布している(2022(令和4)年 5 月時点)

4) 授業科目の担当

ヒューマンサービスについて理解を深める科目や、国家試験受験資格を得るための必修科目等の主要科目については、原則として常勤教員が担当することとし、その数は、262 科目中 247 科目である。また、選択自由科目を含めても、約 80% の科目を常勤教員が担当している(2021(令和3)年度時点)。

さらに、実習・実験・演習科目においては、助教が授業の補助を行い、円滑な授業の進行に努めている。

主要科目については原則として、専任の教授及び准教授が担当している。本学は、県内の保健・医療・福祉人材の養成を目的としているが、保健・医療・福祉分野は日々進歩しており、教授する内容が多岐にわたるため、一部の科目については非常勤講師を任用している。

5) 専任教員数

専任教員数は、以下の【表3】のとおり、大学設置基準に照らし必要な数を配置している。また、教員の定年や退職に伴い欠員が生じる場合には、計画的に採用活動を行っている。

【表3】学科別収容定員数と専任教員数 (2022(令和4)年5月1日時点)(人)

学科	収容定員	必要な専任教員数 (別表第一)	専任教員数		
			内、教授	内、准教授等	
看護学科	360	12	35	10	25
栄養学科	160	6	16	6	10
社会福祉学科	249	8	19	7	12
リハビリテーション学科	160	8	20	7	13
人間総合科	—	—	12	5	7
大学全体の収容定員に 応じ求める専任教員数 (別表第二)	—	13	—	—	—
合計	929	47	102	35	67

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

全教員が参加する教授会を開催することで、全学的な情報周知・意思統一ができています。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第 20 条（教授会） 第 30 条（入学手続及入学許可） 第 35 条（卒業） ・ 学部規則 第 3 条（教授会） ・ 保健福祉学研究科規則 第 4 条（研究科教授会） ・ ヘルシバニオン研究科規則 第 4 条（研究科教授会） ・ 学部教授会規程 ・ 保健福祉学研究科教授会規程 ・ ヘルシバニオン研究科教授会規程
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p> <p>3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第 10 条（職員） 第 11 条（学長） 第 12 条（副学長） 第 13 条（学部長） 第 14 条（研究科長） 第 15 条（学科長等） ・ 教員選考基準 ・ 教員組織、教員数 ・ 教員情報
③	<p>第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シラバス
④	<p>第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。</p> <p>2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員組織、教員数 ・ 教員情報 ・ 認証評価共通基礎データ
⑤	<p>第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織

大学院において授業及び研究指導を担当する教員に、教授、准教授及び講師を配置している。また、保健福祉学研究科の教員は学部の教員を兼ねている。教員の選考や年齢構成などについては、前項で言及した通りである。

各研究科の教員組織において、学則第 14 条に基づき研究科長を、各研究科規則第3条に基づき副研究科長を配置している。

各研究科の運営に関しては、各研究科規則第 4 条に基づき研究科教授会を、第 5 条に基づき研究科運営会議を、第 6 条に基づき委員会を設置し、組織的な運営体制を整えている。

2) 授業科目の担当

保健福祉学研究科博士前期課程では、4つの異なる学問領域(看護・栄養・社会福祉・リハビリテーション)それぞれに精通した教員を配置している。保健福祉学研究科博士後期課程の指導教員には、上記に加え、保健福祉学の学際的研究や実践及び教育経験のある教員を配置している。

ヘルスイノベーション研究科では、公衆衛生の基礎的な知識を身につけつつ、専門ごとに指導的立場で問題解決型の対処ができる人材育成に重点を置いた教育課程を編成している。その教育課程に対応する形で、専門ごとの特性に応じ、教育研究上必要とされる優れた業績を有し、高度な能力を備えた教員を配置している。

3) 教員の配置状況

大学院に配置している教員は、文部科学省「大学設置・学校法人審査会」の教員組織審査において、職位や研究指導等の資格有りと判定された教員及び大学で行っている教員審査に合格した教員で編成されている。

また、大学院に配置する教員数等については、【表4】のとおり、平成十一年文部省告示第百七十五号に照らして必要な教員数を確保している。ヘルスイノベーション研究科の補助教員は、研究指導教員を多く配置し、必要数を確保している。また、教員の定年や退職に伴い欠員が生じる場合には、計画的に採用活動を行っている。

【表4】研究指導教員数及び研究指導補助教員数(2022(令和4)年5月1日時点)(人)

研究科/専攻/課程	収容定員	必要な教員数		教員の配置状況		
		指導教員数	補助教員含む数	研究指導教員数 (内、教授)	補助教員含む数	
保健福祉学研究科 博士前期課程	40	19	17	47	31	18
保健福祉学専攻 博士後期課程	15	6	6	27	23	6
ヘルスイノベーション研究科 修士課程	30	6	6	17	10	0
ヘルスイノベーション専攻 博士課程	6	6	6	16	10	0

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

教員審査を厳格に行うとともに、大学院に配置する教員数等について、平成十一年文部省告示第百七十五号に照らして必要な教員数を確保している。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教員組織） 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 4 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 5 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 6 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第14条（研究科長） ・ 保健福祉学研究科規則 第3条（副研究科長） 第4条（研究科教授会） 第5条（研究科運営会議） 第6条（委員会） ・ ヘルスイノベーション研究科規則 第3条（副研究科長） 第4条（研究科教授会） 第5条（研究科運営会議） 第6条（委員会） ・ 教員組織、教員数 ・ 教員情報
②	<p>第九条（教員組織） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合「には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員選考基準 ・ 教員組織、教員数 ・ 教員情報 ・ 認証評価共通基盤データ
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教員組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	(該当しない)

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

保健福祉学部の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに即し、一般選抜、学校推薦型選抜及び特別選抜を実施している。選抜方法は、すべての選抜区分において面接試験を実施しており、一部の選抜区分、学科では、総合問題や小論文を課している。入学資格については、学校教育法第 90 条に基づき、学部規則第 7 条を定め、学生募集要項や本学 web サイト等において出願資格として周知している。

大学全体の入試制度改革の検討等に関することについては、神奈川県立保健福祉大学委員会規程(以下「大学委員会規程」)に基づき、全学入試委員会を設置している。また、学部委員会規程に基づき学部入試委員会を設け、学部の入学者選抜を実施している。学部入試委員会は、各学科の入試委員と事務局入試担当者から構成され、学部入学者選抜全般の企画、広報、入学者選抜の実施、評価、次年度への課題整理などを行っている。試験問題の作成及び採点は、各学科の教員等から構成される入学者選抜試験問題作問・採点委員会が担い、作問の質の高さを確保するために、学内・学外委員による入学者選抜作問審査委員が審査を行う体制をとっている。採点に際してはダブルチェックを実施することで公平・公正の確保に努めている。いずれの試験においても、作業マニュアルを作成し、事務局による業務説明会で教職員の各担当に向けた説明会を行い、教職員が協力して各試験会場・試験室の準備を実施し、公平・公正に試験が行われるよう管理している。合格者の決定は、採点結果等に基づき、学部入試委員会が合否結果案を作成し、学長を委員長とする合否判定会議において決定する。入学者選抜の結果については本学 web サイト等で周知を行い、成績開示請求にも応じている。

2) 教育課程の編成・授業等

本学のミッション、教育理念・教育目標を実現するために、学部、各学科及び各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定している。これらに基づき、象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目からなる体系的なカリキュラムを構築している。象徴科目(「ヒューマンサービス論Ⅰ、Ⅱ」)は、本学が基本理念としている「保健・医療・福祉の連携と総合化」について理解するための科目である。人間総合教育科目は、自己形成・人間理解群、社会理解群、自然理解群、国際理解群、情報理解群からなり、深く人間を理解するための幅広い教養を習得することを目的とする。連携実践教育科目は、保健・医療・福祉の連携に必要な幅広い知識や技術を学び総合的なサービスを提供するための連携実践能力を養

う。

専門創造教育科目は、学科・専攻ごとの専門的な知識や技術を学ぶとともに、将来にわたって学び続ける意欲を培っている。講義・演習・実習を有機的に組み合わせ、ヒューマンサービスを実践できる保健・医療・福祉分野の専門家育成のために必要な科目を段階的に配置している。

教育課程編成及び授業科目の内容は、国家試験受験資格取得を前提としたものになっており、体験学習を重視し充実した体制で実習を行っている。

さらに、リハビリテーション学科は、[日本リハビリテーション教育評価機構による認定](#)を受けている。リハビリテーション学科作業療法学専攻は、世界作業療法士連盟(WFOT)の認定を受けており、国際的教育水準をクリアした作業療法士として海外でも活躍することが可能となっている。

また、学部委員会規程に基づき、教務委員会を設置し、カリキュラム・ポリシーに沿ったカリキュラムの検討・改正・実施を行っている。本学 web サイトにおいて、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明記し公表している。

3) 成績評価基準・卒業認定基準・履修科目登録

成績評価基準は、学部規則及び履修規程に明確に定めており、学生便覧にも明記するとともに、本学 web サイトで公表している。試験及び評価については、「定期試験、成績評価、教育指導等取扱要項」を定め統一的な取り扱いを行っている。また、2015(平成 27)年度に認証評価を受審した際、「学士課程、大学院課程のいずれにおいても、成績評価の異議申し立て制度が整備されていない」との指摘がなされたが、翌年度に異議申し立て制度を整備し現在に至っている。異議申し立て制度は履修規程第 12 条に定め、学生向けには学生便覧で周知している。

卒業認定基準は学則及び学部規則に定めており、教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる学生に学位を授与する旨をディプロマ・ポリシーに明示しており、本学 web サイト等で公開している。

卒業認定は、教務委員会が卒業要件に従った卒業認定案を各学科の確認を経て作成し、教授会の審議を経て学長が決定している。

また、履修科目登録の上制限は行っていないが、オリエンテーション等において、学生に対する履修指導を徹底しているため科目選択が過剰になることはない。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	文部科学省の通知する「大学入学者選抜実施要項」に基づき、公平・公正に入学者選抜を実施している。
改善を要する点	18 歳人口の減少を踏まえた、優秀な受験者の確保等のため引き続き検討を続ける。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第29条（入学者の選抜） ・ 学部規則 第7条（入学資格） ・ アドミッション・ポリシー ・ 大学委員会規程 ・ 学部委員会規程 ・ 学生募集要項 ・ 入試情報
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第33条（教育課程等） 第36条（学位の種類） ・ 学部規則 第12条（授業科目） ・ 学位規則 ・ カリキュラム・ポリシー ・ カリキュラムマップ ・ カリキュラムツリー
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部規則 第12条（授業科目） ・ 別表1 入学年次別カリキュラム表・学科別
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第34条（単位の計算方法） ・ 学部規則 第13条（単位の計算方法）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022（令和4）年度時間割
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる場合、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （同上）
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第33条（教育課程等） ・ 学部規則 第12条（授業科目） ・ 別表1 入学年次別カリキュラム表・学科別 ・ 授業形態は「時間割」に掲載
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 第33～36条 ・ 学部規則 第12～19条 ・ 履修規程 第6第（成績評価、単位の授与） 第12条（異議申立て） ・ 学位規則 ・ ディプロマ・ポリシー ・ シラバス
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （同上）
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （該当なし）

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

本学大学院課程の入学者選抜では、研究科ごとのアドミッション・ポリシーに沿って、それぞれの研究分野で課題解決に向けて意欲的に研究に取り組む力を問うために、専門科目、面接などの試験を実施し、それぞれの分野に応じて適切な入学者選抜方法を採用している。大学院入試に関しては各研究科入試委員会を中心とし、入試全般の企画、広報、選抜試験の実施、評価、次年度への課題整理などを行っている。

研究科入試委員会において、出題、採点、面接方法等、入試実施体制を審議し決定することで、公平公正な入学者選抜を実施している。合格者の決定は、各研究科入試委員会が筆記試験と面接試験の採点結果等をもとに判定資料を作成し、学長を委員長とする合否判定会議において行っている。

2) 教育課程の編成・授業等

本学の大学院課程では、各研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。保健福祉学研究科博士前期課程では、共通必修科目として保健・医療・福祉の全体的な理解と相互連携の基盤となる理論・考え方、方法を事例研究・演習を通して学ぶ「ヒューマンサービス特論・演習」を、共通選択科目として実社会において高度専門職業人として活躍できる能力を育成する科目を配置している。また、専門科目として各学問領域において、学部教育を基礎とするより高度で専門的な知識・技術を修得するための科目を配置している。看護領域においては、さらに、一般社団法人日本看護系大学協議会から認定された「ガン」及び「小児の高度実践専門看護師教育(以下「CNS」という)課程」の専門科目を配置している。保健福祉学研究科博士後期課程では、2005(平成17)年9月の「新時代の大学院教育—国際的に魅力のある大学院教育の構築に向けて—」や、2015(平成27)年9月の「未来を牽引する大学院教育改革—社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成」の中央教育審議会答申に沿って、教育目標を明確化した上、体系的な教育課程を編成している。共通科目として保健・医療・福祉の全体的な理解と相互連携の基盤となる理論・考え方、システムについて学ぶ能力や保健福祉学を研究的に探究し、公表する能力を培う科目を配置している。専門科目では、修士課程までに収めた「看護学」、「栄養学」、「社会福祉学」、「リハビリテーション学」を基盤とし、専門領域を科学的にとらえ、研究を推進するための知識や能力を培うための科目を配置している。また演習科目では、専門科目の学びを自らの専門分野や研究テーマに関連づけ、より実践的な研究能力を高めるための演習スタイルで学修する科目を配置している。

ヘルスイノベーション研究科修士課程では、「共通科目」、「公衆衛

生学基盤科目」、「ヘルスイノベーション専門科目」、「実践・特別研究科目」に区分し科目を配置している。「共通科目」では、本研究科の設置を構想した問題意識や、本研究科の全体像を俯瞰し応用科目への架橋となる科目を配置。「公衆衛生学基盤科目」では、米国公衆衛生学教育協議会(CEPH)が定める公衆衛生学教育の国際的基準に沿った専門的な科目を配するコア領域として、「疫学」、「生物統計学」、「社会行動科学」、「環境保健学」、「保健医療管理学」に区分し専門科目を配置している。「ヘルスイノベーション専門科目」では、本研究科の特徴・独自性であるテクノロジー、イノベーション、経営管理など、多面的な視点に基づいて課題解決の方策に資する授業科目を配置している。「実践・特別研究科目」では、上述の科目で習得した知識を活用・発信するための演習・実習科目を配置している。

ヘルスイノベーション研究科博士課程では、研究・産業・保健医療福祉提供・行政などそれぞれの領域において、保健・医療・福祉の向上を担う高度専門人材としてリーダーシップを発揮できる人材を育成するため、「共通科目」、「特別演習科目」、「特別研究科目」に区分して科目を配置。「共通科目」では、本課程を修める全ての学生が共通して身につけるべき知識・教養・態度を修得するための科目を配置している。「特別演習科目」では、前述の米国公衆衛生学教育協議会(CEPH)が定める5領域ごとに、知識・技法を用いて自ら課題解決に取り組む演習科目を配置している。「特別研究科目」には、具体的な課題に対する実践的な解決策について深く探求するための科目を配置し、博士論文を作成する。

3) 成績評価基準・修了認定基準

大学院課程の成績評価はS・A・B・C・Dの5段階で評価し、Dは単位を授与しない。

保健福祉学研究科博士前期課程及びヘルスイノベーション研究科修士課程の修了要件は2年以上(優れた業績をあげた者は1年以上)在籍し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文(CNS課程は特定の課題に関する研究)を提出し、その審査及び最終試験に合格することとしている。

保健福祉学研究科博士後期課程及びヘルスイノベーション研究科博士課程では、3年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査及び最終試験に合格することとしている。

両研究科において、論文等の審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる旨を、各「修士論文及び課題研究報告書審査実施要項」及び「博士論文審査実施要項」第7条に定めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	指導教員や指導補助教員などの個別指導の機会と、他の教員による指導を受ける機会とを組み合わせること、研究の質を高めうる指導体制となっている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料（「ヘルスイノベーション研究科」以下、「SHI」）

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第29条（入学者の選抜） ・各研究科規則【保福】【SHI】第10条（入学資格） ・アドミッション・ポリシー ・各研究科学生募集要項 ・各研究科委員会規程【保福】【SHI】
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、当該大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各研究科規則【保福】【SHI】第7・8・13条 ・別表1・3【保福】【SHI1・3】第36条（学位の種類） ・学位規則 ・カリキュラム・ポリシー ・カリキュラムマップ・ツリー【保福前期・後期】【SHI 修士・博士】
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各研究科規則【保福】【SHI】第13条（授業科目） 別表1・3【保福】【SHI1・3】
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員選考基準 ・論文指導等に関する要領【保福】【SHI】
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学則第33～36条 ・各研究科規則【保福】【SHI】第13・別表・15～17・20条 ・各研究科履修規程【保福】【SHI】第6条（成績評価等） ・学位規則 ・シラバス【保福】【SHI】 ・修士論文及び課題研究論文審査実施要項【保福】【SHI】 ・論文審査及び最終試験に関する要領【保福】【SHI】 ・博士論文審査実施要項【保福】【SHI】 ・博士論文評価基準及び最終試験基準【保福】【SHI】 ・研究科便覧【保福】【SHI】
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、第三十条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十単位」と、第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(21条・単位) ・学則第34条（単位の計算方法） ・各研究科規則【保福】【SHI】第14条（単位の計算方法） 第15条（単位の授与） (22条・1年間の授業期間) ・保健福祉学研究科（時間割） ・SHI（時間割） (23条・各科目の授業期間) ・同上 (24条・授業を行う学生数) (25条・授業の方法) ・各研究科規則第13条（別表） (27条・単位の授与) ・各研究科規則第15条 ・各履修規程第6条 (28条・他大学の科目履修) ・各研究科規則【保福】【SHI】第18条（他大学院履修等） (30条・入学前の既修得単位認定) ・各研究科規則17条（入学前） (30条の2・長期履修) ・各研究科規則【保福】【SHI】第19条（長期履修） (31条・科目履修) ・該当なし（学部のみ）

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・校舎、付属施設、施設・設備等

本学の教育研究用途の主要校地は、横須賀キャンパス(保健福祉学部、保健福祉学研究科)及び川崎(殿町)キャンパス(ヘルスイノベーション研究科)の2か所である。大学設置基準により算出される必要な面積と比較して、【表5】のとおり、十分な面積を有している。

【表5】校地・校舎面積

区分	設置基準 (㎡)	横須賀キャンパス (㎡)
校地	9,290	37,821
校舎	9,937	41,861

横須賀キャンパスにおいては、教育研究棟、管理図書館棟、講堂棟、厚生棟、体育館棟、エネルギーセンター棟を配置し、これら施設全体を覆う大屋根の下に交流プラザを設けている。その他にソフトボール場等がある。

教育研究棟の中には講義室 28 室、研究室 107 室、実験・実習室 44 室、演習室 10 室、LL 教室 2 室、情報実習室 2 室が、また、管理図書館棟の中には、学長室、会議室、事務室、医務室、学生相談室、進路資料室、図書館などが設けられており、それぞれに教育研究活動に必要な設備を備えている。

これらの施設・設備は、大学設置基準のほか保健師助産師看護師学校養成所指定規則、管理栄養士学校指定規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が定める施設・設備に係る基準を満たしており、本学が目的とする教育研究活動を展開するうえで有効に活用されている。

バリアフリーに関しては、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」が定める整備基準に適合した施設として整備しており、エレベーター、みんなのトイレの設置、段差の解消その他の配慮により、すべての人が安心して利用できる環境を実現している。耐震に関しては、教育研究棟は震度6強を上回る地震動に対応した免震構造を、その他の棟は震度6強程度に対応した耐震構造を採用している。安全管理・防犯面では、キャンパス内随所に外灯や防犯カメラを設置するとともに、委託事業者による 24 時間警備体制を敷き適切な対応を図っている。

なお、保健福祉学研究科については、大学院設置基準第 22 条の規定に基づき、学部、大学付属の施設及び設備を共

有している。

川崎(殿町)キャンパスにおいては、川崎市川崎区殿町地区に所在する民間ビルの2階全部及び3階の一部を賃借し、2階を研究・教育ゾーン、3階を管理・事務ゾーンとしている。

施設については、少人数での教育が主であり、実践的な教育・研究を実施することから、2階は小講義室(可動間仕切りでフレキシブルな対応が可能)、研究室を、3階は、事務室、研究科長室、会議室、医務室(休憩室)を設置している。

2) 附属図書館等

本学は学則第7条に基づき横須賀キャンパスに附属図書館を設置している。附属図書館は、附属図書館規程第3条に基づき、図書館資料の収集、整理、保存、及び提供等を所掌し、本学の教育・研究の推進に寄与している。また、大学委員会規程に基づき図書委員会を設置し、図書資料等の収集管理に関することや附属図書館の運営や今後のあり方に必要な事項について協議している。図書については必要性を精査しながら、看護、栄養、社会福祉、リハビリテーション各分野の専門図書(約 12 万冊)や学術雑誌(約 2千タイトルなど)を幅広く収集している。

附属図書館の総面積は 2,941 ㎡、閲覧席は 175 席、情報自習室(パソコン設置)に 30 席を備えている。その他、図書館蔵書検索システム OPAC・外部データベース専用端末6台を備えた検索コーナー、グループ単位で研究・学習が可能なグループ研究室3室、個人学習・研究向け個人ブース6室、視聴覚資料を閲覧できる視聴覚コーナーを整備している。附属図書館には、司書等事務職員を配置し、施設使用や学習・研究活動の支援等に関する業務を行っている。

川崎(殿町)キャンパスには、図書コーナー・ラウンジを設け、図書(和書、洋書)や雑誌計約 900 冊、電子ジャーナル 43 パッケージを利用可能とするとともに、データベースを整備している。また、利用者用に閲覧席(PC対応)を備えており、OPACによる蔵書検索が可能である。横須賀及び川崎の両キャンパスにおいて、学内 LAN 接続端末からメディカルオンラインをはじめとしたオンライン閲覧も可能であり、一部の電子書籍は自宅や学外からもインターネットを介してオンライン閲覧が可能となっている。

附属図書館、図書コーナーにおいて、必要な図書等を系統的に備えることで、本学の教育・研究の進展に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	施設・設備は、大学設置基準等を上回る規模・内容を有しており、教育研究活動を展開するうえで有効に活用されている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンパスと施設 ・ 学生便覧 ・ 大学案内 ・ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場） 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができずと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	(同上)
③	<p>第三十六条（校舎施設等） 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	(同上)
④	<p>第三十八条（図書等の資料及び図書館） 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第7条、第54条 ・ 附属図書館規程 ・ 大学委員会規程 ・ 附属図書館 ・ 学生便覧 (P. 40~44) ・ 大学案内 (P. 60) ・ 認証評価共通データ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

本学は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学組織規則（以下「組織規則」）第4条に基づき、事務を処理するための事務局を設置している。事務局は、組織規則第5条、第6条のとおり、横須賀キャンパスにおいては、総務部（総務課及び財務課）、教務学生部（教務学生課）、企画・地域貢献部（企画・地域貢献課）、川崎（殿町）キャンパスにおいては、ヘルスイノベーションスクール担当部（ヘルスイノベーションスクール担当課）を組織している。それぞれの事務分掌に応じて連携を取りながら業務運営を行っている。教育課程を実施するうえで必要な教務関係や厚生補導を扱う事務職員は主に教務学生課に所属している。横須賀キャンパス大学院の事務は、教務学生課の担当者として3人の契約職員が連携している。

なお、両キャンパスには以下の【表6】の通り人員を配置し、各課に分掌された事務に当たっている。

【表6】職員配置状況（2022（令和4）年5月1日時点）

キャンパス	職員数（人）
横須賀キャンパス事務局	29
川崎（殿町）キャンパス事務局	8

2) 厚生補導の組織

厚生補導の組織について、学部委員会規程に基づき、学生委員会を設置し、学生の課外活動や奨学援護、保健指導など、学生生活に関する事項を取り扱っている。

また、大学設置基準第36条第1項第3号に基づき医務室を設置し、学生相談室その他福利厚生施設など、学生支援のために必要な施設を設置している。

医務室は、学生の健康相談、保健指導を業務とし、養護教員の資格を持つ者を週5日配置して、適切に運営している。

学生の身体・こころの悩み等に関する相談・援助などを業務とする学生相談室には、常勤の公認心理師を配置している。カウンセリングは対面やメール、さらにはオンラインでも行っており、学生がカウンセリングを受けやすい環境を整えている。

さらに、医学的ケアが必要と認められる学生に対しては精神科医等と連携し、適切な対応を図っている。

ハラスメントの防止については、学内にハラスメント防止等対策委員会及び人権・倫理委員会を設置し、ハラスメントの防止等に関する規程、ハラスメントの防止のための指針を策定し、本学 web サイトで公開している。人権・倫理委員会において、定期的に学生及び教職員に対して研修を行い、ハラスメント防止等啓発活動を行っている。また、学内・学外相談員を設置し、電子メール等でハラスメントに関する相談を随時受け付けている。事案発生時には、相談者の意向に沿いながら必要に応じて、調査委員会を設置するなど、速やかに対応を行っている。

3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

本学では、保健・医療・福祉現場で活躍できる人材を育成するため、コミュニケーション能力を培う等コンピテンシーの獲得に向けた授業等様々な取組みを行っている。詳細は基準2-1を参照。

また、進路支援については、各学科の進路担当教員で構成される進路支援ワーキンググループと教務学生課が中心となり、教職員が連携して行っている。各学科教員による個別相談への対応、学科及び進路資料室における求人情報の提供や附属図書館における参考図書の提供、進路ガイドブックの作成・配布、ガイダンス等の実施などである。ガイダンス等の内容としては、3回にわたる進路ガイダンス、病院・施設就職説明会の開催、就職模擬面接の開催等である。こうした進路支援の効果は、毎年の高い就職率にも反映している。なお、各種イベント実施後にアンケート調査を行うとともに、毎年度卒業生に対しアンケートを実施し、学生ニーズや大学の進路支援への満足度等の把握に努めている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

教職員が連携を密にし、全学的な学生支援体制を構築している。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第8条（事務局） ・ 組織規則 ・ 第4条（事務局） ・ 第5条（部等の設置） ・ 第6条（課の設置）
②	第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部委員会規程 ・ ハラスメントのないキャンパスづくり ・ ハラスメントの防止等に関する規程 ・ ハラスメント防止等のための指針
③	第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準2-1 ・ 学部委員会規程 ・ 第7条（専門部会）
	大学院設置基準	
④	第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	（大学設置基準第41条と同一）

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 3つのポリシーの策定</p> <p>ディプロマ・ポリシーは学部、学科別に策定したが、カリキュラム・ポリシーとアドミッション・ポリシーは学部のみ策定していた。その後、学科別のアドミッション・ポリシーを追加した。</p> <p>保健福祉学研究科博士前期課程については、学部と同時期に3つのポリシーを策定した。</p> <p>2015(平成 27)年以降に設置された、保健福祉学研究科博士後期課程、ヘルスイノベーション研究科については設置認可時に3つのポリシーを策定している。</p> <p>2021(令和3)年度に、学部長を委員長とする内部質保証推進部会において、点検評価ガイドラインに基づき、全学的に3つのポリシーの点検・見直しを行った。</p> <p>3つのポリシーの点検は、2016(平成 28)年3月の中央審議会における『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学受入の方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドラインを踏まえ、学位プログラムごとに見直しを行うとともに、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性について整合性が図られるよう、学部、各学科、各専攻、各研究科において検討を行った。検討の結果、ポリシーの策定単位を学位プログラムレベルとした。それにより、各学科のカリキュラム・ポリシーを追加作成した。リハビリテーション学科については、理学療法専攻、作業療法専攻ごとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを追加作成した。</p> <p>保健福祉学研究科博士前期課程については、各ポリシーに学問領域別のポリシーを追加作成した。ヘルスイノベーション研究科についても検討を行ったが、修士課程が 2019 年4月、博士課程が 2021 年4月に設置され、設置後日が浅く、現時点では検討したが見直す必要がないとの結論に達した。</p> <p>2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性の確保</p> <p>大学の理念に基づいた人材を養成するために、卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力とそれを達成するための具体的な教育課程の編成をそれぞれディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに繋がりを持たせて記載をしている。</p> <p>また、カリキュラム・ポリシーの体系性・系統性を可視化するため、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを整理し、公表した。</p>	<p>①ディプロマ・ポリシー</p> <p>大学の理念に基づいた人材を養成するために、学位プログラムごとに達成すべき教育目標を明示し、公表している。</p> <p>学部では、「高い倫理観を根底に持ち、多様性を認め合える寛容の精神、深い洞察力、鋭い感性を備え、「ひと」としての尊厳を大切にしたいヒューマンサービスを実践できる人材を育成する」ことを教育理念として掲げており、学部のディプロマ・ポリシーにおいて「かけがえのない存在である「ひと」を深く理解するとともに、豊かな人間関係を築く力を修得し」「保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術を理解するとともに、連携して協働できる力を修得したもの」等に学位を授与することを定めている。</p> <p>大学院においては、専門性をさらに発展させ、幅広い見識と高度な専門知識を有し、各分野で高度専門職業人として活躍できる人材を育成する。</p> <p>②カリキュラム・ポリシー</p> <p>学位プログラムごとに教育課程の編成・実施方針を定めており、それぞれの教育課程の体系、教育内容、授業科目等についての考え方が示されている。学部では、教育課程を象徴科目、人間総合教育科目、連携実践教育科目、専門創造教育科目により構成している。特に象徴科目はすべての基盤となるヒューマンサービスを理解するために重要な科目であり、特色ある科目として「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」を配置している。</p> <p>③アドミッション・ポリシー</p> <p>学位プログラムごとに学科等が求める人材像を明示しており、これらは大学案内、入学選抜要項、本学 web サイト等で学内外に、公表している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	教育理念、教育目標に沿った3つのポリシーを学位ごとに定め、広く周知している。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>・3つの方針（ポリシー）</p> <p>・カリキュラムマップ・カリキュラムツリー 【学部】 【保福研究科（前期・後期）】 【SHI（修士）・（博士）】</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1)教育研究活動状況の公表</p> <p>学校教育法施行規則第 172 条の2に規定されている教育研究活動等の状況をはじめ、大学機関別認証評価結果及び神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会による業務実績に関する評価については、本学 web サイトに「情報公開」及び「法人情報」等として掲載し、公表している。</p> <p>①教育研究上の目的</p> <p>大学及び大学院の目的は、学則に規定しており、学部・研究科ごとの目的は学部規則・各研究科規則において規定している。</p> <p>これらについては、教育理念とともに本学 web サイトにおいて公表している。</p> <p>また、これらを掲載した学生便覧を全学生（大学院生を含む）、教職員に配布し周知を図っている。</p> <p>②3つのポリシー</p> <p>ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは、本学 web サイトにおいて公表しており、学生便覧においても一部掲載している。アドミッション・ポリシーについては、大学案内や学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや大学説明会等においても積極的に周知している。</p> <p>③教育研究上の基本組織</p> <p>本学 web サイトにおいて、学則、学部規則、各研究科規則、組織図を公表している。</p> <p>④教員組織、教員数、教員の学位及び業績</p> <p>本学 web サイトにおいて、教員組織、教員数、教員の学位及び業績を公表している。</p> <p>⑤入学者の数、収容定員、学生数、卒業者（修了者）数及び進路状況</p> <p>本学 web サイトにおいて、入学者の数、収容定員、学生数、卒業者（修了者）数及び進路状況を公表している。また大学案内において入学選抜状況及び進路状況を公表している。</p>	<p>⑥授業科目、授業方法及び内容、カリキュラム</p> <p>本学 web サイトにおいて、授業科目、授業方法、シラバス、年間授業計画、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーを公表している。</p> <p>⑦学習成果に係る評価及び卒業（修了）の基準に関すること</p> <p>本学 web サイトにおいて、学習成果に係る評価及び卒業（修了）の基準を公表している。成績評価基準については、学生便覧に掲載している。</p> <p>⑧施設、設備その他教育研究環境に関すること</p> <p>本学 web サイト及び大学案内において公表している。</p> <p>⑨授業料、入学金その他の費用</p> <p>授業料等の減免に関する情報と併せて、本学 web サイト、大学案内、学生募集要項等により公表している。</p> <p>⑩修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>本学 web サイト、大学案内により公表している。相談窓口に関しては学生便覧等にも掲載し、学生への周知を徹底している。</p> <p>2)情報公表体制の整備</p> <p>インターネットによる情報公表を適切に行い、利便性の向上を図るため、2020(令和2)年4月に大学の web サイトを全面的にリニューアルした。毎年度の始めには教員情報や学生数など教育研究活動等の情報の更新を各部局に呼びかけ、更新漏れがないよう管理している。</p> <p>大学の広報や web サイトの運営に関しては、大学委員会規程に基づき広報委員会が所掌しており、適切に実施している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>教育研究活動等に関する情報について、適切かつ積極的に公表している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関する こと 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数 及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び 能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インタ ーネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育研究上の目的 ・ 3つの方針（ポリシー） ・ 教育研究上の基本組織 ・ 教員情報 ・ 入学者の数 ・ 収容定員及び在学生の数 ・ 卒業（修了）者の数、進路状況 ・ 授業科目、授業の方法（学部） ・ 授業科目、授業の方法（大学院） ・ 学修の評価、卒業認定基準 （学則・規則・履修規程等） ・ 校地、校舎等の施設・設備 ・ 授業料、入学料その他の費用 ・ 学生支援 ・ 学生関係規程 ・ 学生便覧・研究科便覧 ・ 大学案内 ・ 大学委員会規程

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 内部質保証システムの体制</p> <p>① 自己点検・評価</p> <p>2021（令和3）年4月1日に「教育の内部質保証に関する方針」を定め、総括責任者として学長を充て、内部質保証に関する最終責任を負うことと整理した。実施体制として、自己点検・評価及び内部質保証に係る取組みを総括するための組織として、学長を会長とした「自己評価・内部質保証審査会」を設置し、大学に係る自己点検・評価に関する事項について総括している。その下部組織として、「自己評価専門部会」と「内部質保証推進部会」を設置している。</p> <p>「自己評価専門部会」は、地方独立行政法人法における評価委員会からの中期計画期間における実績に対する評価を受けるために、各学科・研究科等で実施した業務の実績や自己点検評価や課題などについて集約し実績報告書を作成するほか、進捗管理を行っている。2021（令和3）年度においては、「自己評価専門部会」を3回開催し、前年度の実績に係る神奈川県法人評価委員会の指摘事項についての改善の取組み状況や、当年度の中間報告、年度実績報告等の共有や進捗管理を行った。</p> <p>保健福祉学部長を部会長とした「内部質保証推進部会」は、教育研究の水準の向上を図るため、教育課程、学生支援、学生受入、教育研究活動支援及び組織・教育環境整備に関することについて点検評価項目を定めた「点検評価ガイドライン」に基づき、推進責任者等が点検・評価を実施した自己点検評価結果についてとりまとめ大学全体レベルでの検討を行い、「自己評価・内部質保証審査会」へ報告し審査を受けている。2021（令和3）年度において、内部質保証推進部会を7回開催し、「点検評価ガイドライン」の作成検討、3ポリシーの検討、「点検評価ガイドライン」に基づく各実施機関での点検・評価等を行った。</p> <p>両部会において審議された事項は、「自己評価・内部質保証審査会」へ報告され全学的に管理されている。2021（令和3）年度においては、「自己評価・内部質保証審査会」を5回開催し、自己点検・評価及び内部質保証に係る取組みについて審議を行い、教育研究の質保証・向上に努めている。</p> <p>② 研修・教職協働</p> <p>ファカルティ・ディベロップメントは、全学FD・SD委員会、各委員会及び各学科・各研究科FD委員会により行われている。全学FD・SD委員会において、毎年度理事長・学長によるFD・SDを行い、全教職員に対して大学のミッシ</p>	<p>ョンと基本理念の周知・浸透を図っている。</p> <p>また、2019（令和元）年度から2021（令和3）年度にかけ、アクティブ・ラーニングをテーマに研修会を行うなど全学教員の教授法の改善について取り組んでいる。2021（令和3）年度は各委員会においてハラスメント防止研修、認証評価と内部質保証、研究倫理コンプライアンス研修等についての研修を全学FD・SDの中でを行い、全教職員の能力向上を図っている。</p> <p>各学科・各研究科においても、それぞれの部局の課題に沿ったテーマを設定のうえ、FD研修会を開催しており教育の質改善・教育の質向上に取り組んでいる。日頃の業務において教職員間の連携に努めるとともに、各委員会に教職員両者を配置し、教職協働により教育研究活動を推進している。</p> <p>③ 学習成果</p> <p>学生の履修、成績等は教務システムによって管理運営している。成績評価に関しては、GPAの値を参考に、学生の学期ごとの推移が確認できるようになっている。学期ごとに教務委員会において全学生の成績を把握し、課題のある学生について支援を行っている。</p> <p>保健福祉学部では、コンピテンシーを知識や技術をこえた能力として、現代の複雑な社会において保健・医療・福祉の実践を行うために不可欠な能力と考えている。保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材を育成するため、主体的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」を積極的に取り入れている（基準2—1）。さらに、保健福祉学部では、学生が一方向的に教わるのではなく学びあえる授業を共に作り出していくために、教員による自己評価に加え、授業評価アンケートやアクションペーパー等により学生の意見を適宜取り入れることで学習成果を確認しながら授業を進行できるよう取り組んでいる（基準2—2）。</p> <p>また、両研究科では、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施。授業の習熟度や自己評価等の情報を収集し、アンケート結果は教員にフィードバックして授業改善に活用している。また、学生の論文作成過程における課題・問題点の整理等を図るため中間発表会を実施。学生のそれまでの研究成果を把握し、指導教員及び指導補助教員以外からも助言することにより、研究を深化させている。さらに、修士論文等審査及び研究発表会による最終試験を実施し、ディプロマ・ポリシーに示した能力を備えていること等研究の成果を審査する。研究発表会の結果は研究科教授会に報告し、研究科の教育活動の改善・向上に役立てている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	大学の教育研究水準の向上に資するため、教育研究等の改善を継続的に行う適切な体制を整え、自己点検・評価を行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>6 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>7 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学則 ・ 第2条（自己評価等） ・ 自己評価及び外部評価に関する規則 ・ 教育の内部質保証に関する方針 ・ 教育の内部質保証に関する方針に基づく点検及び評価のガイドライン ・ 自己評価・内部質保証審査会規程 ・ 内部質保証推進部会規程 ・ 自己評価専門部会規程 ・ 大学認証評価
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>（該当しない） ※いわゆる飛び入学（大学）</p>
③	<p>第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>（該当しない） ※いわゆる飛び入学（大学院）</p>
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価及び外部評価に関する規則・教育の内部質保証に関する方針 ・ 教育の内部質保証に関する方針に基づく点検及び評価のガイドライン ・ 自己評価・内部質保証審査会規程 ・ 内部質保証推進部会規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学委員会規程 ・ 学部委員会規程
⑥	<p>第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学委員会規程（FS・SD委員会） ・ FD・SD実績（実績報告P46）
⑦	<p>第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>（同上）</p>
	大学院設置基準	
⑧	<p>第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研究科規則【保福】【SHI】 ・ 第5条（研究科運営会議） ・ 各研究科委員会規程【保福】【SHI】
⑨	<p>第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学委員会規程（FS・SD委員会） ・ FD・SD実績（実績報告P46）
⑩	<p>第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十四条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>（同上）</p>
	法令外の関係事項	
⑪	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人看護職員卒業後フォローアップ研修①・②（大学誌19巻）

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

過去3年間の財務状況は、大学の成長・発展に応じて、活動分野が拡充していることにより経常費用が毎年度増加しているが、入札や長期契約など執行上の努力を行い、支出を引き締め、大学としての「経営努力」により一定の経常利益が確保できている。

2019(令和元)年度の経常費用と経常収益が大幅に増加しているのは、大学院ヘルスイノベーション研究科及びイノベーション政策研究センターを設立したことによるものである。

また、2020(令和2)年度から、国において高等教育無償化に基づく授業料等の減免制度が創設され、減免に要する費用は国費で賄われることになったため、当該収益を補助金等収益に区分したことから、学生納付金等収益は前年度比で減少しているが、総額で見れば、引き続き、安定した収入が確保できている状況である。

財務諸表は、毎年度、監事による監査や神奈川県立保健福祉大学法人評価委員会による評価を受けているが、これまで指摘を受けることなく了承されていることから、今後も堅実な法人運営の実現を目指し、引き続き実践していく。

【表7】 過去3年間の財務状況

(単位：百万円)

	2020 (R2)	2019 (R1)	2018 (H30)
経常費用			
教育研究費	525	475	364
受託研究費等	93	56	51
人件費	2,186	2,075	1,777
一般管理費	297	278	337
その他費用	1	0	0
計	3,104	2,885	2,530
経常収益			
運営費交付金収益	2,519	2,539	2,073
学生納付金等収益	621	677	660
受託研究等収益	98	58	48
補助金等収益	38	0	0
その他収益	85	73	57
計	3,364	3,348	2,803
経常利益	259	463	272

※百万未満切り捨てのため、端数が合わない場合がある。

2) 教育研究環境の整備

① 教育設備備品の購入

教育や研究に必要な備品について、毎年度、各学科が作成する備品更新計画に基づき、計画的に備品を購入している。

② 講義室等の什器更新

学内に教職員をメンバーとするワーキンググループを立ち上げ、そこで検討した内容を学内に諮った上で、2021(令和3)年度に、各講義室、階段教室、食堂及びラウンジスペース等を対象に、机や椅子などの什器の更新を行った。

また、併せてラウンジスペースと食堂の一部に、モバイル端末が使用できるよう電源を整備することにより、教育環境の充実を図った。

③ ICT環境の整備

2020(令和2)年度に、横須賀キャンパスの学内のほぼ全域にWi-Fi環境を整備するとともに、すべての教職員へ2in1のモバイル端末を配布することにより、教育及び研究環境の充実を図った。

④ 建物設備の整備

本学は、2003(平成15)年にPFI方式より整備された大学であるため、PFI契約に基づき、特定目的会社が建物等の維持・管理を実施している。

建物の定期的な点検・修繕のほか、中央監視設備や空調設備、機械警備システムなどの設備更新を計画的に実施している。

また、講義室等に設置しているプロジェクターなどのAV設備についても、計画的に更新を実施している。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

安定した財務運営を実現し、充実した教育研究環境を提供している。

改善を要する点

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表 ・ 決算報告書 ・ 監査報告書 ・ 業務実績報告書（P88～P94） ・ 大学委員会規程 （総務・企画委員会）
②	大学院設置基準 第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

又イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>ICT 環境として、横須賀キャンパスに学内 LAN を構築し、各講義室、演習室、実習室、研究室、事務室等に設置されているパソコンなどの情報機器からインターネットに接続することが可能である。2020(令和2)年度には学内のほぼ全域に Wi-Fi を導入し、教職員へ2in1のモバイル端末を配付した。学生の利便性を図るため、LL 教室2室と情報実習室に 194 台、附属図書館の情報自習室に 30 台の計 224 台の学生用パソコンを整備している。授業においてオンラインを活用するために学習管理システムを用いた学生支援などを行い適切な ICT 利用環境を提供している。また、情報システムの運用・管理並びに適切な情報セキュリティ対策については、「神奈川県立保健福祉大学情報セキュリティポリシー」(以下「情報セキュリティポリシー」)等の規程に基づき、適切に対応している。</p> <p>2) 学生支援</p> <p>① 学習支援</p> <p>本学ではチューター制を取り入れ、入学当初に学科を横断した 10 名程度のグループを構成し、各グループ1名の教員が配置され、入学時の学習への不安等相談に応じている。</p> <p>教務委員会、学生委員会、学年担任を中心に、各学科・各学年で1名～3名の教員を配置し、履修上の相談や履修登録漏れがあった学生の対応、成績不振者の個別面談・助言などを行っている。またゼミの中でも、学習状況の把握や個々の学生からの相談に応じている。学生には入学時にメールアドレスが割り当てられ、必要に応じて学生、教職員の間でメールによる相談を行うことが可能である。また、全教員にオフィスアワーが設定され、学生が自由に相談できる体制となっている。</p> <p>さらに学生が何時でも講義の確認や予習・復習が出来るよう、教育支援システム(manaba)を活用した講義日程等の情報提供や、オンデマンドによる講義の配信を行っている。また、授業などでリアクションペーパーを学生に提出させることで、学習支援に関するニーズを汲み取っている。</p> <p>② 特別な支援が必要な学生への支援(組織的な対応)</p> <p>学生の身体・こころの悩み等に関する相談・援助などを業務とする学生相談室には、常勤の公認心理師を配置している(ホ「事務組織に関すること」2)「厚生補導の組織」参照。)</p>	<p>休学している学生について休学期間が満了する約1か月前に、休学期間満了日、復学する場合の注意点等を文書により通知している。</p> <p>健康診断については、4月に大学で行っている健康診断を受けることが出来なかった学生のために、大学の負担により個別に健康診断を受けられるよう配慮している。また、国家試験を受験する際の願書の記入上の注意点を説明するためのガイダンスを実施するとともに、願書や免許状交付申請書は大学が取り纏めて提出している。</p> <p>さらに障がい有する学生など、特別な支援が必要と認められる学生に対しては、本人の申出により試験時間を延長するなど、教員と事務局職員が連携してきめ細やかな対応を行っている。例えば定期試験については、2020(令和2)年度までは、障がいのある学生が所属する学科において合理的配慮の希望を受け付け、学科の教務委員と当該学生及び科目担当者の三者の協議により、合理的配慮の内容等を決定していた。2021(令和3)年度からは合理的配慮の希望申請窓口を教務学生課とし、全学的な申請手続きに変更した。対応内容についても教務委員会の審議を経て組織的に決定することとしている。</p> <p>③ 経済的支援</p> <p>入学料については、神奈川県内在住に関する条件を満たしたものは、半額減免している。また、経済的理由により授業料の納付が困難な場合には、授業料の減免等ができるとしている。なお、2020(令和2)年度から、国において高等教育無償化に基づく授業料等の減免制度が創設されたことに伴い、本学における授業料等徴収規程を改正し、高等教育の修学支援新制度に準じて運用している。</p> <p>奨学金に関して、日本学生支援機構を始めとした神奈川県内の各種修学資金や民間団体の奨学金などについては、学生便覧や本学 web サイトに案内を掲載しているほか、新入生オリエンテーションでも説明を行い周知を図っている。</p> <p>3) 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善</p> <p>2019(平成 31)年に開設した大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程及び 2021(令和3)年に開設した同研究科博士課程については、設置計画履行状況等調査の結果いずれも指摘なしであった。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>各委員会や学年担任、チューター制等により学生のニーズを把握し、教員と事務職員が連携してきめ細やかな対応を行っている。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・ 情報セキュリティポリシー
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・ 学生便覧 オフィスアワー (P.12) クラス担任 (学年担当) (P.15) チューター制 (P.15)
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	本報告書 二 施設及び設備に関すること ・ 定期試験に関する合理的配慮申請書
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・ 授業料等徴収規程 第4条 (入学料の減免) 第5条 (授業料の減免) ・ 学生相談室 ・ 授業料等の減免等に関する取扱要綱 ・ 学生便覧 授業料等の減免 (P.20) ・ 入学検定料・入学料・授業料
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当なし) 大学院課程変更認可申請書類等

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1) 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>神奈川県立保健福祉大学学則第1条に「神奈川県立保健福祉大学（以下「本学」という。）は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする」と定めている。</p> <p>学則第2条には「教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受けるものとする」と定め、「神奈川県立保健福祉大学自己評価及び外部評価に関する規則」において、自己評価及び外部評価に係る体制を定めている。大学評価に係る業務を総括するため自己評価・内部質保証審査会を置き、その下に教育の内部質保証に係る自己点検・評価を総括する内部質保証推進部会を、内部質保証推進部会において実施された自己点検評価を踏まえ神奈川県公立大学法人評価委員会が行う評価に関する実績報告・小項目評価を総括する自己評価専門部会を置いている。</p> <p>また、「教育の内部質保証に関する方針」に基づき、本学の教育の質を保証するため、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づく人材育成に係る取組みについて恒常的・継続的に点検・評価するとともに、絶えず改善・向上に取り組んでいる。2021（令和3）年度は、内部質保証推進部会において、教育課程、学生支援、学生受入、教育研究活動支援、組織・教育環境整備に関する自己点検・評価の項目を検討し「神奈川県立保健福祉大学における教育の内部質保証に関する方針に基づく点検及び評価のガイドライン（以下、点検評価ガイドラインという。）」を定め、自己点検を行った。</p>	<p>2) 具体的な取組み</p> <p>本基準2の分析にあたっては、以上を背景として各部署及び各委員会等において実施された自己点検・評価の取組みを基に記載した。</p> <p>本学は「ヒューマンサービス」というミッションのもと、保健・医療・福祉に関わる人材の育成を目標としている。</p> <p>一つ目は、保健福祉学部ではコンピテンシーを知識や技術をこえた能力として、現代の複雑な社会において保健・医療・福祉の実践を行うために不可欠な能力と考えている。保健・医療・福祉現場で活躍できる人材を育成するため、主体的に学ぶアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れている。そのような状況について学科を超えて共有し、さらなる改善に務めるとともに、FD・SD委員会における教授法の改善に向けた取組み等について自己点検・分析を行った。</p> <p>二つ目は、学生と教員が共に作り改善する授業への取組みとして、授業評価アンケートを始めとしたその他意見聴取等による教育質向上への取組みについて、教務委員会でも自己点検及び分析を行った。</p> <p>三つ目は、保健福祉学部の学生に対する学習・生活等に関する支援について、必要な支援が行えているか学生アンケートを実施するなどして学生委員会において自己点検・分析を行った。</p> <p>四つ目は、ヒューマンサービスの担い手にふさわしい多様で優秀な学生の確保について、保健福祉学部における入学選抜の取組みについて、学部入試委員会において自己点検・分析を行った。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	コンピテンシーの獲得に向けた授業等の取組み【学習成果】	37
2	学生と教員が共に創り改善する授業への取組み【学習成果】	38
3	学生の学習・生活に関する相談・助言体制の整備と支援の強化	39
4	ヒューマンサービスの担い手にふさわしい多様で優秀な学生確保の取組み	40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	コンピテンシーの獲得に向けた授業等の取組み
分析の背景	<p>保健福祉学部では、コンピテンシーを知識や技術をこえた能力として、現代の複雑な社会において保健・医療・福祉の実践を行うために不可欠な能力と考えている。保健・医療・福祉の現場で活躍できる人材育成に向けて、修得した知識や技術を活用して思考・行動する能力の獲得を促進し、卒業後の実社会において主体的に問題点を見出し、その解決を図ることができるような人材の育成を図っている。</p>
分析の内容	<p>本学では、教務委員会が大学の教育全体を把握している。学生のコンピテンシーの獲得に向けた授業等の取組みも各学科から選出される教務委員を通じて把握している。特にこの2年間はコロナ禍で対面授業が制限される中、授業の質担保のための対策を検討・共有した。各学科では専門領域の特徴に応じたコンピテンシーの獲得に向けて、以下のように学生の主体性や自己研鑽力の強化を図っている。</p> <p>看護学科では、開学時（2003（平成15）年）から問題解決型学習（Problem-based Learning 以下PBL）を3科目で導入している。ルーブリック評価を用いて、学生が自己評価しながら問題解決過程を意図的に歩めるように工夫している。</p> <p>栄養学科では、臨床栄養学臨地実習において、2005（平成17）年に実習施設の指導担当者（プリセプター）と連携し、実習評価票（コンピテンシー評価票）を独自に開発した。実習評価票（コンピテンシー評価票）は、学生の自己評価と実習指導者（プリセプター）の他者評価に活用し、さらに実習中の中間評価と最終日評価においても用いて、学生自ら実習中の学習効果の確認を行っている。</p> <p>社会福祉学科では、開学時（2003（平成15）年）から課題探求型の学習を多く取り入れている。学生が5名程度のグループでテーマを設定して調査活動（現場訪問やヒアリング）を行い、全体で報告会を開催している。また、学生自身の関心に基づいて各々がゼミに所属し、フィールドワークや調査研究を行っている。これらを通じて、学生が社会的課題を探索し、その解決に向けて多様な人々と協働できる能力を培っている。</p> <p>リハビリテーション学科では、実践におけるコンピテンシーを判断するために、客観的臨床能力試験（OSCE）を授業に取り入れ、座学だけでは修得できない対象者とのコミュニケーションや実際場面に近い体験ができるように工夫して、臨床実習において学生が早い段階から現場に慣れ、実習を遂行できる力を促進している。</p> <p>また、学生のコンピテンシー獲得を促進する教員の教育力向上を目指し、FD・SD委員会において、理事長や学長等も参加するFD・SD研修で「アクティブ・ラーニング研修会」を3年継続して開催した。研修講師や教員間での意見交換を通じ、各教員が自身の教授法の課題や新たに確認された成果などを担当する授業等に還元し、反転授業を導入するなどして学生の学習意欲や問題解決能力を育てている。</p> <p>2021（令和3）年度は、文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」に採択され、コロナ禍でもコンピテンシーが獲得できるよう学習環境の整備を図っている。また、コロナ禍で十分な学外実習ができなかった卒業生に対してフォローアップ研修を実施し、大学として卒業生にもコンピテンシーの獲得の保証を行っている。2022（令和4）年度は図書館ラーニングコモンズ設置に伴いアクティブ・ラーニングの環境をさらに整備し、学生のコンピテンシー獲得を一層促進していく。</p>
自己評価	<p>FD・SD研修により多くの科目でアクティブ・ラーニングが導入されているが、個人的な取組みにとどまっており、教員間では共有されていない。今後は教務委員会やFD・SD委員会が協力し、各教員の教育力を統合させて向上を図り、学生のコンピテンシー獲得を一層促進していくことが求められる。</p> <p>2021（令和3）年度の文部科学省採択事業により、コロナ禍でもコンピテンシーが獲得できる学習環境の整備を進めており、2022（令和4）年度には図書館ラーニングコモンズも設置されることから、学生の主体性や学習意欲が一層育まれ、コンピテンシーの獲得がさらに促進されることが期待される。</p>
関連資料	<p>アクティブ・ラーニング型授業例</p> <p>FD(アクティブ・ラーニング)の結果 (令和2年度実績報告書 P46～、平成31年度実績報告書 P34～)</p> <p>「文部科学省「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業(令和3年度補正)」に選定されました」、「新人看護職員卒後フォローアップ研修プログラムの構築(大学誌19巻)」「新人看護職員卒後フォローアップ研修プログラムの実践報告(大学誌19巻)」、新人看護職員フォローアップ研修</p>

タイトル (No. 2)	学生と教員が共に創り改善する授業への取組み
分析の背景	<p>学生が一方向的に教わるのではなく学び合える授業を共に創り出していくために、教員による自己評価に加え、成人学習者である学生視点の反映を意図した授業評価を実施している。また、何を教えたかではなく、何を学んだのかを重視し、形成的評価を取り入れて授業過程を改善するために、リアクションペーパーや小テストを活用し、学生の理解度や反応に応じた授業へと修正を図っている。学生と教員が共に創り、改善する授業への取組みは、教育の質向上に寄与すると共に、カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーにある主体的な学問の探求や様々な課題に主体的に取り組む力の育成につながるものであると考える。</p>
分析の内容	<p>学生と教員が共に創り改善する授業に向け、教務委員会及び教務学生課が中心となり教員や学生が授業改善に取り組める仕組みを構築・運用し、必要に応じ学長や学部長に報告や意見具申を行っている。また教育能力を高めるための研修を実施している FD・SD 委員会や、学習に影響する生活上の支援を所管している学生委員会と連携し、授業の改善に向け取り組んでいる。</p> <p>2004 (平成 16) 年度より教員個々が担当授業に関して学生による授業評価アンケートを実施している。2020 (令和 2) 年度より実施率は 100% であり、過去 3 年間の授業評価の平均は 5 点満点中「授業構成・内容」4.39 点、「教育技術」4.31 点、「学習への取組みへの自己評価」4.00 点、「全般」4.41 点といずれも高い評価を受けている。授業評価アンケートは教授活動及び学習活動双方の項目から構成されており、学生は教授活動を評価すると共に自己の学習への取組み状況を振り返り、より良い授業に向けどのように授業に臨むべきかを見つめ直す機会となっている。また、7 割以上の教員が、授業評価結果を授業改善に活用しており、学生の意見を吟味した上で、必要な授業内容の追加・修正、授業方法や教材の工夫等につなげている。一方、授業評価アンケートが Web 実施になった以後の回収率が約 4 割と低く、回収率向上に向け、授業最終日の教員からの呼びかけや教務学生課からのリマインドメール等に取り組んでいる。</p> <p>また、総括的評価である授業評価の短所を補うため、リアクションペーパーを活用している。学生は毎回の授業終了時に授業での学びや感想を記載したリアクションペーパーを提出する。教員は、その内容を確認し、次の授業で理解不足を補足する、学びを共有する、授業構成を変更する等、学生の反応を取り入れた授業へと改善を図っている。例えば複数の授業でリアクションペーパーを教材とした授業が実践され、これは他学生の意見に触発された主体的な学びの深化につながっていた。また小テスト等を適宜取り入れ、学習成果を学生・教員が確認しながら授業を進行できるように工夫している。これらは、学生の学びの保証及び学生が授業を共に創ることにつながっている。学生の成績は、S 評価、A 評価が多く、高いレベルで能力を獲得できていると考える。一方、教務委員会で授業評価結果等に基づき課題を議論した際、授業評価結果は本学 web サイトに公開されているが、その結果を受けた教員個々の授業改善の実際を共有する機会を十分に確保できていない点が検討された。また個々の授業に加えてカリキュラム全体に関しても学生から意見を聞き、学生の視点を取り入れ改善を図る必要性が提起された。これを受け、教員を対象に授業評価を反映した授業改善例の調査、卒業年次生を対象にカリキュラム評価に関する調査を実施し、現在、分析を進めている。</p> <p>コロナ禍における対面授業の制約に際しても、関連部署が連携し、感染状況に応じた授業方針の周知、感染防止対策の徹底、オンライン授業やハイブリッド授業の環境整備、授業改善に取組み、コロナ前と変わらず、学生から高い評価を受けている。</p>
自己評価	<p>学生による授業評価アンケート実施率、リアクションペーパーの活用度は高く、その結果に基づく授業改善も行われており、その成果は高い授業評価結果、成績に表れている。今後、優れた取組みを共有し継続的な授業改善に引き続き取り組むと共に、学生の視点を取り入れたカリキュラム改善に関して議論を進める。また、半数以上の教員及び学生が授業内容に応じたオンライン授業・対面授業の実施を求めており、感染終息後の授業方針に関する検討も開始する予定である。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生による授業評価アンケート結果 (項目ごとの平均) ・ リアクションペーパーを活用した授業例 (「ヒューマンサービス論Ⅱ (第4回)」)

タイトル (No. 3)	学生の学習・生活に関する相談・助言体制の整備と支援の強化
分析の背景	<p>ミッションであるヒューマンサービスのもと、保健福祉学部学生の学習・生活に関する支援は、各学科のクラス担任等の学生支援担当者（以下、担任等）、1年次チューターが窓口となり、学生委員会、教務委員会、学科長、学生相談室、教務学生課との連携によりきめ細かな支援を行っている。2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症によりオンライン授業が増え、学生自治会・学生団体（サークル）の活動が縮小され、各種イベントが中止になる等、学生が孤立しやすく、経済的不安を抱える状況となった。したがって、大学からの適宜の情報発信、オンライン授業への適応の促進、学生同士の縦横の繋がり維持、学生の心身の健康の維持、修学のための経済的支援の強化に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>学生の学習支援、課外活動や経済的支援を含む生活に関する相談・助言体制の中核は、学生委員会と教務学生課が担い、科目履修や成績評価等の修学に関わる事項は教務委員会と連携している。学生への直接的支援は、各学科の各学年に配置された1から4名の担任等、学生相談室（主に心と体の健康相談）、1年次チューター（入学当初の支援）が実施している。学生委員は、学科において学科長や学科教務委員、担任等と連携してオリエンテーションをはじめとする支援の計画、実施、評価を総括し、学科内の情報共有や対応の検討をリードしている。さらに、月1回の学生委員会において、それぞれの活動状況等を把握し、各学科に情報提供したり意見を求めたりしている。一方、学生委員会が集約した学生への支援状況、学生委員の意見や要請等は、教務学生課を通して教育研究審議会や教務委員会に情報提供がなされ、必要事項について適宜、諮られている。</p> <p>具体的支援内容は、担任等が、成績不振者の履修上の相談・助言等を行い、面談の結果を学生委員に報告している。チューター制は、入学時に学科を横断した10名程度のグループを構成し、各グループ1名の教員が配置され、入学当初の相談に応じている。2020（令和2）年度からはオンライン面談による迅速な対応を行っている。</p> <p>学生相談室の利用状況や相談内容は、学生のプライバシーを侵さない範囲で情報共有し、オンライン面談の導入を機に学生への周知を強化した。2021年度は、相談者数は例年並みであるものの延べ相談件数が約170件増加しており、学生の複雑な状況に、より丁寧な関わりができていないと判断する。</p> <p>学生自治会や大学祭企画実行委員会等の課外活動は、コロナ禍において支援の強化が求められ、学生委員がオンラインミーティングを複数回企画し、学生のニーズの把握をするとともに、関係部署や各学科と協力し、本学webサイトや学習支援システム、SNSを使った活動報告を提案したり、各学科の協力を得て新メンバー獲得の機会を作ったりして、学生の縦横のつながりを維持するように努めている。</p> <p>経済的支援は、教務学生課が中心となっている。2021（令和3）年度の日本学生支援機構の給付奨学金制度の利用率は9.1%である。これは全大学の平均利用率6.9%を上回っている。また、看護師及び介護福祉士の修学資金利用者は学科の協力を得て選定し、担任等が面談して推薦書を作成している。新型コロナウイルス感染症に対する国の緊急給付金制度への推薦者の選定は、対象と考えられる学生へ直接連絡を取ることで学生の状況を把握し、学業を継続できるよう対応した。引き続き学内メールや学習支援システムを利用して制度を周知し、面談による状況把握と迅速な対応により確実な手続きを行う。</p> <p>以上のように、学生の学習・生活に関する相談・助言体制は整備されており、コロナ禍においても適切な支援が実施できていると評価する。しかし、これらの支援に対して学生から評価を受ける仕組みがなかったことから、2021（令和3）年度に「授業・学生生活に関する調査」を実施した。結果は、「学習・生活に関する相談・助言、支援体制が整っている」「学習・生活支援に関する相談・助言、支援が行われている」の2つの問いともに肯定的な回答が多かった。</p>
自己評価	<p>経済面の支援は、経済的な理由による休学者及び退学者は0人であることから、適切な対応が取れていると判断できる。アンケート結果から、大学内に相談先が「ない」が24.8%あった。回収率が30%と低いと学生評価の一部しかとらえられていない可能性があるが、学生が大学内で相談しやすい環境を作り相談に適切に対応するため、授業時の様子や欠席が多い学生など気になる学生がいれば積極的に声掛けを行うなど、学生相談室等と連携したきめ細かな取組みを今まで以上に行う必要がある。</p>
関連資料	本学 Web サイト「奨学金制度」 、 「相談窓口」 、 「サークル・学生団体一覧」

タイトル (No. 4)	ヒューマンサービスの担い手にふさわしい多様で優秀な学生確保の取組み
分析の背景	<p>本学においては、将来、「ヒューマンサービス」の担い手になるにふさわしい多様で優秀な学生の確保のために、学部・研究科に設けられた各入試委員会での取組みを点検する全学入試委員会が、学長のリーダーシップのもとに設けられている。入学者選抜の結果を詳細に把握する合否判定会議は、保健・医療・福祉分野の専門的知見と客観的なデータとを合わせて、学部として総合的に点検している。複雑化する社会で、多様な保健・医療・福祉に対するニーズに応え、市民と協働して実践するための知識・技術とコンピテンシーの獲得を目指す本学では、その獲得の基盤となる学力や学習姿勢を有する優秀で多様な学生の確保に取り組んでいる。</p>
分析の内容	<p>学生確保の取組みは、各入試委員会で、それぞれの学科や専攻の課題に応じた取組みを集約し、学部として取り組んでいる。この取組みに対しては、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科長、専攻長、入試委員長が出席する合否判定会議において、入試区分ごとに入試判定結果をもとに、継続的に点検している。この機会が、各学科の取組みや課題の成果を学部という大所から点検し、よい取組みを全学的な取組みへと発展させることになっている。</p> <p>ヒューマンサービスと保健・医療・福祉における多職種連携を学ぶ本学の特徴をアピールすることで、開学以来、十分な志願者のなかから優秀な学生を確保することが安定的になされてきた。多職種連携が、医療のキーワードとして普及していく一方、本学の目指す「ヒューマンサービス」の概念は抽象的で、入学志願者の多数を占める高校生に理解できているのか、合否判定会議等で議論され、学部入試委員会で、アドミッションポリシー（以下AP）を検討し、2015（平成27）年度に公表した。この後、合否判定会議において、特定の学科の推薦入試の志願者減少が議論され、保健・医療・福祉職を目指す志願者にとって、自身の適性に基づいて進路を決定していることを踏まえ、それぞれの学科が目指す専門性に対応した具体的なAPを検討する必要性が指摘された。入試委員会では、各学科の検討内容を集約し、2019（平成31）年度に各学科のAPを公表した。この取組みについては、入試委員会の自己点検・評価と、合否判定会議の点検に加え、2021（令和3）年からは、教育の質保証という観点から、内部質保証推進部会が設置され、入学者選抜と入学後の教育を連携して点検・評価する仕組みとなった。そこで、学部としての一体感と入学後の教育課程との整合性が緻密に点検され、学位プログラムごとに見直しを行うこととした。各学科、専攻、入試委員会で検討し、学部・学科・専攻のAPに再編し、2021（令和3）年度に公表した。この成果は、今後の学生確保、入学者を対象とする調査により、短期・長期的に評価されることが望まれる。この取組みは、十分な受験倍率と、安定した定員充足率、入学1年以内の休学者・退学者や成績不振者が極めて少ないことから、一定の成功を収めてきたことが、前述した種々の委員会において点検・評価されてきた。しかし、詳細にみると、社会人・私費留学生は減少傾向で、2022（令和4）年度入学者選抜は、学科専攻間に差はあるものの、一般選抜志願者にも減少傾向を認めた。この状況は、入試委員長から学部長へと報告され、合否判定会議ならびに理事長・学長同席の打ち合わせの場において、共有された。課題のある学科については、学長のリーダーシップのもとに、プロジェクトチームが設定され、対応が検討された。あわせて合否判定会議で具体的な原因について議論され、入試委員会で志願者減少の要因分析を行った。</p> <p>全学的な動きとしては、新型コロナの感染拡大による保健・医療・福祉職のイメージ変化と情報発信力の課題に対して、学長主導のもとに全学入試委員会で検討が開始されることとなり、学生確保の枠組みを越えた入試制度全体の見直しに取り組んでいる。</p>
自己評価	<p>本学で築かれてきた組織的な取組みにより、APに適合した優秀な学生を十分な志願者の中から選抜し、確保してきたことは評価できる。しかし、特定の入試区分に加えて、学部全体の志願者数の減少を認め、十分な志願者から選抜を行うという点に課題が生じつつある。対応として、APに適合した志願者選抜に向けて、広報活動、定員枠や試験問題の検討等、入試制度全体の見直しを行い、学生を前面に出した保健・医療・福祉へのイメージ戦略となる低年齢層へのキャリア教育等や、地域社会への貢献等、全学的な取組みへの発展が期待される。</p>
関連資料	<p>本学 web サイト「3つの方針（ポリシー）」、本学 web サイト「入試情報」 第二次将来構想（P. 6 18歳人口の減少をみすえた優秀な学生の確保）</p>

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p> 本学の目的は、学則では「保健、医療及び福祉の各分野における高度で専門的な知識及び技術を研究教授するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与すること」(学則第1条)と定めている。大学院研究科規則では、「養成する人材を保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、博士前期課程では、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を旨とすることのできる高度専門職業人を養成し、また、博士後期課程では、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探求し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を養成する」(大学院保健福祉学研究科規則第2条)、「起業家精神を持ち、科学的根拠に基づいたアプローチによって保健・医療・福祉分野における社会変革に意を尽くすことができる国際的な人材を養成する」(大学院ヘルスイノベーション研究科規則)と定めている。 </p> <p> 本学は、ヒューマンサービスをミッションとし、次の3つの基本理念を掲げている。 </p> <p> ①「保健・医療・福祉の連携と総合化」 ②「生涯にわたる継続教育の重視」 ③「地域社会への貢献」 </p> <p> 一つ目の基本理念「保健・医療・福祉の連携と総合化」を具現化するために、本学の理念を反映させた象徴科目「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として設置し、専門領域の壁を越えて、全学の学生が共に学び議論する授業形態でヒューマンサービスへの理解を深めている。またさらなるヒューマンサービスの発展を目指して立ち上げた「ヒューマンサービス研究会」を毎年開催している(No1)。 </p> <p> また、ヒューマンサービスというミッションに基づき学部学士課程、保健福祉学研究科の博士前期課程共に、保健・医療・福祉を統合して多様な課題を解決に導くことのできる実践力を持った人材の育成を目的としている。保健福祉学研究科の博士後期課程は、その延長上にある。本学博士後期課程が目指す保健福祉学は、ヒューマンサービスの実践を看護学・栄養学・社会福祉学・リハビリテーション学の観点から学際的に探究する対人援助の学問である(No2)。 </p> <p> 現在は、ヒューマンサービスを実践できる人材に加えて、ヘルスイノベーションを担う人材を養成すべく、社会の要請に応え、理念の更なる追求を図るため、ヘルスイノベーション研究科(SHI)を2019年に設置した。このような人材はヒューマンサービスの具現化に不可欠なものであり、既存の学部・研究科における教育・研究とも密接に関係する。SHIは基礎となる学部を持たないが、既設の学部・大学院研究科では専門性に基づいたヒューマンサービスの実現を主眼に置いて人材養成を実施しているのに対して、SHIでは最先端技術等も含めた様々な専門領域の知恵を結集して保健・医療・福祉課題にアプローチする教育を目指している(No3)。 </p> <p> 二つ目の基本理念「生涯にわたる継続教育の重視」を具現化する現任教育機関として、実践教育センターを設置している(No4)。 </p> <p> 三つ目の基本理念「地域社会への貢献」は、創立10周年の「将来構想」とも重なり、神奈川県(知)の拠点づくりの一環として、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を一層促進し、地域の発展に寄与することを目的に地域貢献研究センターが設置された。当センターでは、地域貢献・国際協働・研究支援の3事業を展開している。ヘルスイノベーション研究科と同時期に設置されたイノベーション政策研究センターは、ヘルスイノベーション研究科の教育研究の取組みを活かしつつ、政策立案の支援や学術研究・社会実装の推進に機動的に対応するため、全学の附属機関としてシンクタンク機能を担う組織として機能している(No5)。 </p>	
--	--

2) 特色ある教育研究の取組み(目次)

No.	タイトル	ページ数
1	ヒューマンサービスを実践できる人材の育成	45
2	多職種連携のもとに学際的課題解決にあたる象徴的人材の育成	46
3	次世代のヘルスイノベーターの育成	47
4	大学の理念に基づいた継続教育の実践に関する取組み	48
5	積極的な産学官連携と国際協働の取組み	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	ヒューマンサービスを実践できる人材の育成
取組の概要	<p>ヒューマンサービスは本学のミッションであり、大学の基本理念の一つに「保健・医療・福祉の連携と総合化」を掲げ、ヒューマンサービスを実践できる人材の育成に取り組んでいる。「ヒューマンサービス論Ⅰ・Ⅱ」は本学の象徴科目に位置付けられている。全学科必修の多職種連携教育として、1年次には「ヒューマンサービス論Ⅰ」、4年次には「ヒューマンサービス論Ⅱ」、「ヒューマンサービス総合演習」を配置し、1～3年次に「保健医療福祉論Ⅰ・Ⅱ」、「地域保健医療福祉連携論」を配置して「保健・医療・福祉の連携と総合化」を促進する内容を強化している。</p> <p>2009（平成21）年には、さらなるヒューマンサービスの発展をめざし「ヒューマンサービス研究会」を立ち上げた。そこには教職員、学部卒業生、大学院修了生、実習先や就職先の実践家などが参画し、毎年、研究会の開催及び会誌の発行を行っている。本学の第2次将来構想では「ヒューマンサービス研究会の今後のあり方」について検討され、現在はヒューマンサービス委員会がヒューマンサービス研究会の学会化やヒューマンサービスセンターの設置に向けて取り組んでいる。</p>
取組の成果	<p>本学の象徴科目である「ヒューマンサービス論Ⅰ」「ヒューマンサービス論Ⅱ」は、学部長が科目責任者となり、学長、学科長等とともに科目を担当し、「保健・医療・福祉の連携と総合化」を意識した授業を展開している。卒業前に開講される「ヒューマンサービス総合演習」では、学科横断型の学生グループによる学習成果の発表に対して、理事長や学長、学部長、学科長等が、「保健・医療・福祉の連携と総合化」の視点から評価、講評を行い、卒業後も継続してヒューマンサービスの実践に取り組めるよう学生に意識づけている。</p> <p>本学にはヒューマンサービス委員会が設置されており、ヒューマンサービスの関連科目について科目担当者間で授業内容や学生の反応等について振り返り、次年度に向けた課題や改善点を明らかにし、授業の質向上を図っている。加えて、今後ヒューマンサービスのミッションをどのように継承し、在学生や卒業生のヒューマンサービスの実践につなげていくべきかについても継続的に議論を重ねている。</p> <p>また、ヒューマンサービス委員会では、第2次将来構想で検討された「ヒューマンサービス研究会の今後のあり方」も検討し、ヒューマンサービス研究会の学会化やヒューマンサービスセンターの設置等、研究会の新たな発展に向けて議論している。</p> <p>研究会の学会化については、定期刊行される学会誌に教員や大学院生、実践家等のヒューマンサービスに関する論文の掲載や、学術集会の参加者によるヒューマンサービスの実践、教育、研究を連動させた交流を図ることにより、ヒューマンサービスを学術的に、かつ実践的に発展させていくことを目指している。特に大学院生に対しては、自身のヒューマンサービス研究の発表や学術誌への掲載の機会を提供するとともに、シンポジウム等での実践家との交流を通じて、実践の場から研究疑問を見出す機会の提供を意図している。</p> <p>ヒューマンサービスセンターについては、以前よりヒューマンサービスの実践・教育・研究の中心となるセンターの必要性が示されていた。今後、学部卒業生や大学院修了生、実習先や就職先の実践家等が気軽に大学のセンターに立ち寄り、教員や在学生との交流を通して、彼らの経験が大学のヒューマンサービスの教育に還元されることや、彼ら自身が日々の実践を仲間とともに振り返ることでエンパワメントされ、新たな気持ちでヒューマンサービスの実践に取り組めるような環境の提供を構想している。</p>
自己評価	<p>ヒューマンサービス委員会での科目担当者間でのリフレクションは、学生のグループ運営や関連科目間連動の状況について共有され、次年度に向けた授業改善に効果的に作用している。</p> <p>2022（令和4）年の創立20周年を機に、ヒューマンサービス研究会の学会化とヒューマンサービスセンターの設置により、ヒューマンサービスを実践・教育・研究できる人材育成の深化が期待される。</p>
関連資料	<p>本学 web サイト「ヒューマンサービスとは」、「本学の特色」、「学部の特徴」 第二次将来構想 (P.5 ヒューマンサービス研究会の今後の在り方) 「ヒューマンサービス研究会第10回大会の開催」、「ヒューマンサービス研究会第11回大会の開催」 『ヒューマンサービス研究10』（抜粋版）、『ヒューマンサービス研究11』</p>

タイトル (No. 2)	多職種連携のもとに学際的課題解決にあたる象徴的人材の育成
取組の概要	<p>本学では、学士課程、博士前期課程共にヒューマンサービスというミッションに基づき保健・医療・福祉を統合して多様な課題を解決に導くことが出来る実践力を持った人材を養成している。</p> <p>博士後期課程では、その最高学位としてふさわしい学位を設定した。その趣旨は、学部から博士前期課程へと繋がったヒューマンサービスというミッションに基づき、保健・医療・福祉の総合化、ヒューマンサービスの実践、及びそれに係わる専門的研究、教育を先導出来る人材を養成するとともにそれら分野を包含する学位として博士（保健福祉学）という各種専門性を超越した学問体系として大学の理念との整合性を踏まえ設定したものである。</p>
取組の成果	<p>保健福祉学専攻博士後期課程は、博士前期課程にある「看護学」、「栄養学」、「社会福祉学」、「リハビリテーション学」の4領域の各種専門性を保ちつつ、その各分野を基盤として「保健福祉学」分野に学際的に統合して構成し、ヘルスケアとソーシャルケアの有機的連携を基盤とした科学研究成果を産出することを目指している。本学博士後期課程では「ヒューマンサービスとは何か」という大きな問いについて、学術的な探求のみならず、複数領域にまたがるコミュニケーションを深めることで相手を知り、自らを発信し関係を構築することを目指すものである。保健・医療・福祉分野において、新たなサービスやケアの開発、保健人材の育成や政策提言など、この分野の発展に寄与し、実践現場に変革をもたらす研究成果を産出する力を身につけることを目的としたカリキュラムを設定している。博士後期課程を通して設置した博士（保健福祉学）の学位は、単に各領域における専門性の追求を行うことで得られる保健・医療・福祉のそれぞれのパートの中に実現する専門性の深化ではなく、その領域を取り巻く多くの分野に対してもその影響を与え、対象者となる“人”へのサービスを実現するために必要な学位として設定を試みたものである。このため、本専攻における教員配置は、看護学、栄養学、社会福祉学、リハビリテーション学に精通し、また保健福祉の学際的研究や実践及び教育の経験のある大学院担当指導教員を複数配置している。博士論文を作成する「保健福祉学特別研究」では、保健福祉学の質の向上や有用性が明確に説明できる博士論文の一連の作成過程を踏まえ、院生の系（専門領域）あるいは研究テーマに合致した指導教員と、院生の専門領域とは異なる系（専門領域）の1名以上の指導補助教員を配置し、専門性の異なる教員が協働して指導にあたりながら院生が進める方法を行っている。その研究手法や考察の中で、保健・医療・福祉の他の専門領域への発信や考え方を考慮し、院生が研究して得た知見は、院生の専門領域とともに知的支援を受けた指導補助教員の所属する専門領域にも知的成果物として参考となることを目指している。特にこの領域を包含した研究過程として、研究計画発表、中間発表、予備審査、本審査などは多くの領域教員及び院生諸氏が参加し専門領域以外からの積極的なディスカッションを構成するとともに、指導教員及び指導補助教員が協働して指導にあっている。</p> <p>現在までの後期課程修了者の進路については10名の学位取得者の内8名は大学の教員として活躍をしている。学位の特性上教育研究者への継続及び登用が多いものの、現場において指導的な立場にあり、さらに当大学の臨床教授として教育、研究、臨床に携わり活躍をしている方が存在している。このように今後は現場における指導者として幅広い活躍を望むものに対して大学との協働的な立場を付与することも検討推進していく必要があると考えられる。</p>
自己評価	<p>現在博士前期課程、後期課程を通じて円滑な教育が完遂されている。特に博士後期課程開学から5年が経過し、すでに10名に対して博士号を授与した。各博士号取得者は論文審査基準をクリアした良好な公表論文を作成済みである。これまでの経過において当初検討していた全ての過程を円滑に満足するものであると評価できる。前期課程においては2007年度開設から2021（令和3）年終了時まで285名の修了生を輩出していることから、前期課程においても保健福祉学の発展に寄与する実績が形成されているものと評価できる。今後の課題としては現在博士前期課程及び後期課程におけるカリキュラムの妥当性をカリキュラム検討ワーキングにて検討し、個々のカリキュラムを統合的な観点から整理するとともに改める必要のあるものに対して検討を進めていくことを開始している。</p>
関連資料	<p>博士後期課程設置審提出資料（大学院保健福祉学研究科保健福祉学専攻 課程変更認可申請書）、 大学院保健福祉学研究科案内パンフレット、研究科学生便覧、研究科便覧（別冊）、 カリキュラム・シラバス・時間割</p>

タイトル (No. 3)	次世代のヘルスイノベーターの育成
取組の概要	<p>本学の基本理念の1つ「地域社会への貢献」では、国内はもとより国際的にも貢献しうる高い資質を持つ有為の人材を育成することを掲げている。本学のヒューマンサービスのミッションは、個人を尊重したエンパワーメントと参加の推進という、ヘルスイノベーションの究極の目標と合致する。</p> <p>ヘルスイノベーション研究科（SHI）は神奈川県が提唱する新しい健康観「未病」を研究対象とし、世界に先駆けて学問の体系化を目指し、これまでにない研究・教育機関として設置された。公衆衛生学をベースに、保健・医療・福祉にイノベーションを起こす上で必要な視点やスキルを磨くカリキュラムを設けている。多面的な視点からの課題解決力やプロジェクト実行力を修得、次世代のヘルスイノベーターとして、科学的根拠に基づくアプローチでヒューマンサービスに資する人材養成を行い、国内外に輩出することで、社会変革を創出しようとするものである。</p>
取組の成果	<p>本学のミッションであるヒューマンサービスの具現化に向け、ヘルスイノベーション研究科では、「未病」、「最先端医療技術」などの先進領域を学ぶ科目、「アントレプレナーシップ」をはじめとしたビジネス関連科目、そしてビッグデータやAIを用いた健康リスクの予測について学ぶ「データサイエンス」などの科目を設けている。併せて、社会実装を目標とした研究活動にも注力して取り組んでおり、設置者である神奈川県をはじめ、WHO（世界保健機関）や海外大学のグローバルネットワークを活かしたフィールドワークの機会も多く設けている。これらの環境や学びを基にした院生の様々なチャレンジを教職員が協力・連携して、積極的な支援に努めている。</p> <p>また、ヒューマンサービスの具現化に向け、「JST 社会還元加速プログラム（SCORE）大学推進型（拠点都市環境整備型）」に共同機関として新たに参画した。2021年からコロナ後の社会変革や社会課題解決に繋がる社会的インパクトの大きいスタートアップの持続的な創出に向け、本学を含む大学や企業等からなるプラットフォームT-UNITE（Tokyo United Network for Innovation with Technology and Entrepreneurs）を形成した。加えて大学としてもVC等の専門家からの助言指導の機会を設けるなど、起業を志す院生に寄り添った伴走支援を行ってきた。その成果として、2021年8月に、核となる起業活動支援プログラムGAPファンド事業に本学院生の提案案件がT-UNITE内の審査で唯一の学生案件として採択された。さらに、経済産業省主催のビジネスコンテストのアイデア部門でグランプリを受賞、2022年5月に本学初の大学発ベンチャーとして起業へと至った。</p> <p>さらに、ヘルスイノベーション研究科の教育研究の取組みを活かしつつ、政策立案の支援や学術研究・社会実装の推進に機動的に対応するために全学の附属機関として、ヘルスイノベーション研究科の開設とともにイノベーション政策研究センターを設置した。ここにインターン生として参加した院生は、県と本学の共同プロジェクトである「新型コロナウイルス感染症情報分析EBPMプロジェクト」に参画し、教員の指導のもと、研究はもちろん、経歴を活かして研究者（教員・大学）と行政の間のリエゾンとなることで同プロジェクトの推進に大きく貢献した。その結果、同プロジェクトは神奈川県知事とイノベーション政策研究センター長の共同会見を2度行い、その内容は複数の報道機関に取り上げられ、注目を集めた。そして、その一環として下水中の新型コロナウイルス遺伝子の検出による感染状況把握（下水疫学調査）を実施するとともに、研究会を重ねている。引き続き院生が深く関わり、アカデミアと行政の橋渡し人材の果たす役割の重要性を再認識している。</p>
自己評価	<p>修士課程では、「リサーチャー」、「ビジネスパーソン」、「アドミニストレータ」及び「ポリシーメーカー」という4タイプの人材を養成するモデルを示している、上記成果は「ビジネスパーソン」や「ポリシーメーカー」の顕著な事例であり、本学のヒューマンサービスのミッションを担うものである。</p> <p>このような院生のチャレンジを引き続き積極的に支援することで、継続的にこのような事例を生み出し、当研究科の目標・目的である次世代のヘルスイノベーターの育成を達成していきたい。</p>
関連資料	<p>ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト2022の発表資料、同webサイト</p> <p>T-UNITEのwebサイト</p> <p>データ統合・分析環境整備にともなう新型コロナウイルス感染症に係る予測モデルの開発について（県記者発表）</p> <p>ヘルスイノベーション研究科webサイト</p>

タイトル (No. 4)	大学の理念に基づいた継続教育の実践に関する取組み
取組の概要	<p>実践教育センターでは、大学の教育理念のもと、保健・医療・福祉に従事する者の継続教育として、教育課程（5課程8コース）及び教育研修（23研修）による現任者教育を実施している。</p> <p>教育課程や教育研修では、大学の卒業後のキャリアアップにつながるプログラムや、大学の学生の実習指導者の育成に繋がる実習指導者講習会を実施し、法人内で相互に循環する仕組みを整えている。</p>
取組の成果	<p>実践教育センターは、大学の教育理念の一つである「生涯にわたる継続教育の重視」を具体化し、保健・医療・福祉の分野で既に活躍している専門職の一層のレベルアップを図るため、現任者の教育機関として、2003（平成15）年4月、神奈川県立保健福祉大学の開学時に、二俣川キャンパスとして設置された。</p> <p>1. 大学の基本理念「保健・医療・福祉の連携と総合化」に沿った人材育成の循環</p> <p>本学の基本理念であるヒューマンサービスを実現できる人材の育成に沿って、実践教育センターは県内全体の保健・医療・福祉職に対して人材育成を行っている。2021（令和3）年度3月には、大学の3ポリシーに対応した「3つの方針」を策定して、大学基本理念の共有を強化した。また、全教育課程で学長授業「ヒューマンサービス」を必修とした。</p> <p>実習指導者講習会では、県内の保健・医療・福祉関連施設を対象とした実習指導者の育成を行っている。看護実習指導者講習会は、県との協定に基づき実施している。2021（令和3）年度の実習指導者講習会の受講者は、看護実習指導者講習会（病院等）54名、看護実習指導者講習会（特定分野：保健・医療・福祉施設）27名、介護福祉士実習指導者講習会26名、社会福祉士実習指導者講習会77名であった。この講習会は、対人援助の実践を教育するために必要な指導者を育成する教育事業であり、本学学生の実習施設の指導者の育成に貢献している。実践教育センターは、実習指導者の育成を通して大学と実習施設との相互連携となり、人材育成の循環を構築している。さらに、受講をきっかけに本学の大学院を目指す受講者もあり、法人内での高等教育に連動している。また、2020（令和2）年度から、実践教育センターに、学部兼務教員を配置し、学部や研究科との連携を更に強化している。</p> <p>2. 理念に基づいた「生涯にわたる継続教育の重視」を具現化</p> <p>保健・医療・福祉職に向けた継続教育として、教育課程では、看護学科卒業生に対応する「認定看護管理者教育課程」「感染管理認定看護師教育課程」、栄養学科卒業生には「栄養ケア・マネジメント課程」、社会福祉学科の卒業生への「教員・教育担当者養成課程介護コース」を開講している。高度化・専門化する医療・介護の多様なニーズに対応できる人材育成や、キャリアアップにつながる機会となっている。また、学部の卒業生が当センターの教育課程・研修で学び直し、卒業後に本学の大学院に進学することや、さらには学部の教員として活躍している学生もいることから、法人内での学びの循環となり、大学の理念である「生涯にわたる継続教育」が具現化されているといえることができる。</p>
自己評価	<p>教育課程における評価については、2021（令和3）年度の学生による授業評価は、86.3%が5段階中4以上と高評価であった。継続教育に関するニーズ把握の一環として、県内医療機関や県の担当部局へのヒアリングを行い、教育事業の見直しに活かしているが、継続教育としての評価の把握には至っていない。今後は、県内医療機関や県などの評価が得られるよう検討したい。また、教育課程や研修の学びが実践にどのように繋がっているか、継続教育の成果が可視化できるよう、評価の公表についても検討したい。</p> <p>リハビリテーション（理学療法士・作業療法士）の実習指導者講習会は、未実施であるが、リハビリテーション学科と実施に向けた具体的検討を開始するところに進捗している。</p> <p>今後も、カリキュラム等の制度改正や社会的要請に対応しながら、大学の理念に基づいた継続教育の充実・強化に向けて、法人全体の視点で、学部・研究科とのユニークな連携のビジョン作りや基盤整備についても取り組む必要がある。</p>
関連資料	<p>実践教育センターweb サイト</p> <p>卒業生からのメッセージ（教員・教育担当者養成課程介護コース）、（栄養ケア・マネジメント課程）</p> <p>実践教育センターパンフレット</p> <p>各教育課程の学生募集要項</p>

タイトル (No. 5)	積極的な産学官連携と国際協働の取組み
取組の概要	<p>本学の地域貢献研究センターは、本学の基本理念の一つ「地域社会への貢献」と「(創立10周年の)将来構想」に基づき、神奈川県(知)の拠点づくりの一環として、地域貢献及び地域が抱える保健・医療・福祉の今日的課題に対応した研究等を一層促進し、地域の発展に寄与することを目的に設置された。当センターでは、地域貢献・国際協働・研究支援の3事業を展開している。</p>
取組の成果	<p>コロナ禍においてセンターの活動が制限される中、ICT等を積極的に活用して国際協働活動を行った。</p> <p>1. 大学独自の海外大学とのオンライン共同シンポジウムなどの取組みについて</p> <p>2021年度(8月、3月)にタイ・コンケン大学と本学で、オンライン共同シンポジウムを2回開催した。「日本とタイにおける糖尿病患者への看護ケア」、「ヘルスプロモーションの傾向と問題」をテーマに、双方の大学教員や院生が参加して活発な意見交換を行った。今後、コンケン大学と本学で大学院生同士の共同研究や国際協働実習のフィールドとして、教育研究活動に発展させていく予定である。</p> <p>当センターでは、学生の国際的な視野を養うため、国際協働に係る経験を持つ卒業生による講演会を実施している。2021年度は新型コロナウイルスに罹患した外国人を看護した経験をテーマに講演会を実施し、在学生が国際協働活動への興味関心を高める動機づけとなった。</p> <p>横須賀キャンパスの近くに位置する横須賀米海軍病院では、横須賀米海軍から搬送先になり得る近隣病院等と交流を図るため、看護合同シンポジウムを毎年開催しており、本学教員も参加し交流を図っている。第7回(2021年)は、「COVID19への対応」、第8回(2022年)は「看護の役割、異文化間の比較」をテーマにオンラインにて開催された。シンポジウムには在学生も参加可能であり、海外に行かずとも国際協働の活動を実感できる場として教育に還元されている。</p> <p>2. 神奈川県と協働したオンライン国際シンポジウム</p> <p>2021年9月に「神奈川発ヘルスケア・イノベーションの国際展開のこれから」を開催した。県の「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、健康寿命の延伸と持続可能な新たな社会システムの創造を推進してきた先進的な取組みについて、県と連携してプロジェクトを推進する第一線のイノベーターを集め、これまでの成果と今後のグローバル展開を議論した。</p> <p>2021年11月に「スタンフォード大学・神奈川県オンラインシンポジウム～未病で描き出すポストコロナの世界、そして未来～」を開催した。県が提唱する「未病」という新たなビジョンの下で推進してきた活動成果を、スタンフォード大学及び国内外の関係者に発信した。また、そのビジョンを視座として、「未病」及び「ポストコロナの世界」の注目すべき動向に関する本学とスタンフォード大学の取組みを紹介・共有した。これらをもとに、未病で描き出すポストコロナの世界と未来について、国内外の関係者との連携を強化・拡大していく方向性を確認した。</p> <p>2022年3月にライフサイエンス・ヘルスケア分野の県・シンガポールオンライン会合「覚書を通じたシンガポールミッションの成果と今後の継続的な連携に向けて」を開催した。過去5年間のシンガポールと神奈川のパートナーシップの軌跡を総括し、今後の連携の一層の強化を図るため、ヘルスケア・ライフサイエンス分野における最先端技術や研究開発の取組みなどを、相互に動向を紹介・共有した。また同3月に「健康長寿のための地域づくり～エイジフレンドリーシティの実現に向けて～」オンラインセミナーを開催した。聴講者である自治体職員や地域の活動者からも、WHOによる高齢者のための包括的ケア(ICOPE)や地域の具体の実践が参考になったという声があった。今後も引き続き、グローバル、ローカルの側面から取組みを推進していく。</p> <p>3. ラオスにおける栄養改善プロジェクト</p> <p>2021年の東京栄養サミットにて「東京栄養宣言」が発表され、同日サイドイベントにてラオスの栄養改善に取り組むことを日本栄養士会中村会長(本学学長)が公表した。本学では、このプロジェクトの中心的役割を果たすべく、日本外務省、在日本ラオス大使、JICA等関係団体と調整を開始した。2022年度にラオスで現地調査を予定している。</p>
自己評価	<p>最先端企業や研究機関との連携が強化され、ヘルスケアの技術、産業、政策のイノベーションを牽引することに貢献できた。地域貢献研究センターがスクラムハーフとなって産学官連携や国際協働をコントロールし、各学科や教員の自主性を尊重しつつ事業を推進している。設置者である神奈川県との密接な連携によって、県の蓄積を共有する形で、本学に産学官連携や国際協働の経験が深まっている。</p> <p>海外大学等との学生・研究者交流を実施し、教育や研究の質の向上の端緒となった。継続的な連携協働によるさらなる教育や研究の発展が望まれる。</p> <p>ラオスの栄養改善プロジェクトへの取組み準備により、国際協働の学内推進体制の整備が進んでいる。コロナ禍にあっても以上のように取り組み、次につながる関係を構築できた。</p>
関連資料	本学 web サイト「地域貢献研究センター」 、 「国際展開事業」国際展開シンポジウム 、 エイジフレンドリーシティ

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1 (2022年5月1日現在)

事 項		入 欄							備 考			
大 学 の 名 称		神奈川県立保健福祉大学										
学 校 本 部 の 所 在 地		神奈川県横須賀市平成町一丁目10番地1										
教育研究組織	学部・学科等の名称		開設年月日		所在地			備 考				
	保健福祉学部看護学科		2003年4月1日		神奈川県横須賀市平成町一丁目10番地1							
	保健福祉学部栄養学科		同上		同上							
	保健福祉学部社会福祉学科		同上		同上							
	保健福祉学部リハビリテーション学科		同上		同上							
	研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地			備 考				
	保健福祉学研究科博士前期課程(M)		2007年4月1日		神奈川県横須賀市平成町一丁目10番地1							
	保健福祉学研究科博士後期課程(D)		2017年4月1日		同上							
	ヘルスイノベーション研究科修士課程(M)		2019年4月1日		神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番地10 Research Gate Building TONOMACHI 2-A棟 2・3階							
	ヘルスイノベーション研究科博士課程(D)		2021年4月1日		同上							
研究科・専攻等の名称		開設年月日		所在地			備 考					
—		—		—								
別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日		所在地			備 考					
保健福祉学部人間総合科		2003年4月1日		神奈川県横須賀市平成町一丁目10番地1			2018年法人化に伴い「人間総合・専門基礎教育担当」から名称変更					
実践教育センター		2003年4月1日		神奈川県横浜市旭区中尾一丁目5番地1								
地域貢献研究センター		2013年11月		神奈川県横須賀市平成町一丁目10番地1								
イノベーション政策研究センター		2019年4月1日		神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番地10 Research Gate Building TONOMACHI 2-A棟 2・3階								
学生募集停止中の学部・研究科等		—										
教員組織	学部・学科等の名称		専 任 教 員 等						非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手		
	保健福祉学部 看護学科		10 人	10 人	8 人	7 人	35 人	12 人	6 人	0 人	27 人	10.43 人
	保健福祉学部 栄養学科		6	2	3	5	16	6	3	0	2	10.50
	保健福祉学部 社会福祉学科		7	6	2	4	19	8	4	0	18	13.21
	保健福祉学部 リハビリテーション学科		7	6	1	6	20	8	4	0	11	8.1
	保健福祉学部 人間総合科		5	6	1	0	12	—	—	0	33	—
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	13	7	—	—	—
	計		35 人	30 人	15 人	22 人	102 人	47 人	24 人	0 人	91 人	人
	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員						助手	非常勤教員	備 考	
		研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計			
保健福祉学研究科博士前期課程(M)		47 人	31 人	18 人	65 人	19 人	13 人	17 人	36 人	0 人	31 人	
保健福祉学研究科博士後期課程(D)		27	23	6	33	6	4	6	12	0	7	
ヘルスイノベーション研究科修士課程(M)		17	10	0	17	6	4	6	12	0	14	
ヘルスイノベーション研究科博士課程(D)		16	10	0	16	6	4	6	12	0	0	
計		107	74	24	131	37	25	35	72	0	52	
研究科・専攻等の名称		専 任 教 員						助手	非常勤教員	備 考		
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数	うちみなし教員数			
—		— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
校 地 等	区 分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	備 考
	校舎敷地面積		—		16,781 m ²		0 m ²		0 m ²		16,781 m ²	
	運動場用地		—		6,722		0		0		6,722	
	校地面積計		9,290 m ²		23,503		0		0		23,503	
	その他		—		14,318		0		0		14,318	
校 員 研 究	区 分		基準面積		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計	備 考
	校舎面積計		9,937 m ²		37,771 m ²		0 m ²		0 m ²		37,771 m ²	
	学部・研究科等の名称		室 数									
	保健福祉学部・保健福祉学研究科		107 室									
ヘルスイノベーション研究科		17										

施設・設備等	室	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設
		横須賀キャンパス教室等施設	28 室	10 室	44 室	2 室	2 室
		川崎(殿町)キャンパス教室等施設	4	2	0	0	0
		—	—	—	—	—	—
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数				
	附属図書館	2,941 m ²	175 席				
		—	—				
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕			
	附属図書館	139,110 [16979] 冊	2,123 [285] 種	62 [61] 種			
		[]	[]	[]			
	— [—]	— [—]	— [—]				
	計	139,110 [16979]	2,123 [285]	62 [61]			
体育館	面積						
	横須賀キャンパス	3,563 m ²					

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員の数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。

なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設的面積としてください。
- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(2022年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
保健福祉学部	看護学科	志願者数	367	406	344	371	298	102%	
		合格者数	99	99	99	102	104		
		入学者数	91	93	91	91	91		
		入学定員	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率	101%	103%	101%	101%	101%		
		在籍学生数	369	365	364	363	365		
		収容定員	360	360	360	360	360		
	収容定員充足率	103%	101%	101%	101%	101%			
	栄養学科	志願者数	155	113	180	149	121	103%	
		合格者数	42	43	42	41	44		
		入学者数	40	42	41	40	42		
		入学定員	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率	100%	105%	103%	100%	105%		
		在籍学生数	169	166	165	165	168		
		収容定員	160	160	160	160	160		
	収容定員充足率	106%	104%	103%	103%	105%			
	社会福祉学科	志願者数	157	225	197	187	180	101%	
		合格者数	64	64	64	70	69		
		入学者数	62	60	60	60	61		
		入学定員	60	60	60	60	60		
		入学定員充足率	103%	100%	100%	100%	102%		
		在籍学生数	260	256	254	254	251		
		収容定員	249	249	249	249	249		
	収容定員充足率	104%	103%	102%	102%	101%			
	リハビリテーション学科・理学療法専攻	志願者数	88	80	65	69	66	103%	
		合格者数	21	21	21	20	24		
		入学者数	20	20	21	20	22		
		入学定員	20	20	20	20	20		
入学定員充足率		100%	100%	105%	100%	110%			
在籍学生数		82	83	81	82	83			
収容定員		80	80	80	80	80			
収容定員充足率	103%	104%	101%	103%	104%				
リハビリテーション学科・作業療法専攻	志願者数	41	63	32	42	30	98%		
	合格者数	21	22	21	21	18			
	入学者数	20	21	21	20	16			
	入学定員	20	20	20	20	20			
	入学定員充足率	100%	105%	105%	100%	80%			
	在籍学生数	82	84	85	82	79			
	収容定員	80	80	80	80	80			
収容定員充足率	103%	105%	106%	103%	99%				
学部合計	志願者数	808	887	818	818	695	101%		
	合格者数	247	249	247	254	259			
	入学者数	233	236	234	231	232			
	入学定員	230	230	230	230	230			
	入学定員充足率	101%	103%	102%	100%	101%			
	在籍学生数	962	954	949	946	946			
	収容定員	929	929	929	929	929			
	収容定員充足率	104%	103%	102%	102%	102%			

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	入学定員に対する平均比率	備考
保健福祉学研究科	保健福祉学専攻 博士前期課程	志願者数	37	35	24	33	25	108%	
		合格者数	27	20	20	21	20		
		入学者数	27	20	20	21	20		
		入学定員	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率	135%	100%	100%	105%	100%		
		在籍学生数	61	63	57	50	51		
		収容定員	40	40	40	40	40		
	収容定員充足率	153%	158%	143%	125%	128%			
	保健福祉学専攻 博士後期課程	志願者数	5	3	6	13	5	100%	
		合格者数	5	2	6	7	5		
		入学者数	5	2	6	7	5		
		入学定員	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率	100%	40%	120%	140%	100%		
		在籍学生数	10	12	13	16	20		
収容定員		15	15	15	15	15			
収容定員充足率	67%	80%	87%	107%	133%				
ヘルスイノベーション研究科	ヘルスイノベーション専攻 修士課程	志願者数	-	23	23	19	26	118%	
		合格者数	-	18	19	18	19		
		入学者数	-	17	18	18	18		
		入学定員	-	15	15	15	15		
		入学定員充足率	-	113%	120%	120%	120%		
		在籍学生数	-	17	35	40	43		
		収容定員	-	30	30	30	30		
	収容定員充足率	-	57%	117%	133%	143%			
	ヘルスイノベーション専攻 博士課程	志願者数	-	-	-	5	4	225%	
		合格者数	-	-	-	5	4		
		入学者数	-	-	-	5	4		
		入学定員	-	-	-	2	2		
		入学定員充足率	-	-	-	250%	200%		
		在籍学生数	-	-	-	5	9		
収容定員		-	-	-	6	6			
収容定員充足率	-	-	-	83%	150%				
大学院合計	志願者数	42	61	53	70	60	114%		
	合格者数	32	40	45	51	48			
	入学者数	32	39	44	51	47			
	入学定員	25	40	40	42	42			
	入学定員充足率	128%	98%	110%	121%	112%			
	在籍学生数	71	92	105	111	123			
	収容定員	55	85	85	91	91			
	収容定員充足率	129%	108%	124%	122%	135%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	備考
保健福祉学部	看護学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	0	0				
		入学定員(3年次)	8	8	-	-	-	
		入学者数(4年次)						
	入学定員(4年次)							
	栄養学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)	2	2				
		入学定員(3年次)	4	4	-	-	-	
		入学者数(4年次)						
	入学定員(4年次)							
	社会福祉学科	入学者数(2年次)	3	3	2	3	3	
		入学定員(2年次)	3	3	3	3	3	
		入学者数(3年次)	-	-	-	-	-	
入学定員(3年次)		-	-	-	-	-		
入学者数(4年次)		-	-	-	-	-		
入学定員(4年次)	-	-	-	-	-			
学部合計	入学者数(2年次)	3	3	2	3	3		
	入学定員(2年次)	3	3	3	3	3		
	入学者数(3年次)	2	2	0	0	0		
	入学定員(3年次)	12	12	0	0	0		
	入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
	入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（<編入学>の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。